医療的ケアが必要なお子さん・ 重度の障害のあるお子さんと そのご家族のための ハンドブック



令和3年度発行版

相模原市

はじめに

NICU(新生児集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たん(痰)の吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要なお子さん(以下「医療的ケア児」といいます。)の数(在宅)は全国で2万人と推計**されており、毎年増加傾向にあります。このような医療的ケア児やそのご家族への支援は、医療、福祉、保健、子育て支援、教育等の多職種連携が必要不可欠となっています。

相模原市では、「医療的ケア児が病院から退院した後にどこに相談したらよいのか」、「どんな福祉サービスがあるのか」などのご家族のお困りごとに対応するため、このハンドブックを作成しました。

また、このハンドブックは、市民が医療的ケア児の現状を理解することや、医療的ケア児や重度の障害のあるお子さんが地域で安心して暮らせるよう、支援する関係者の方にもご活用いただくことを目的としています。

※「第 16 回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム(R2. 10. 5) 資料 4」(厚生労働省)参照



〇 医療的ケア児とは

医学の進歩を背景として、NICU(新生児集中治療室)等に長期間入院した後、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な状態にある児童(障害児や重症心身障害児*など)のことです。

主な医療的ケアの種類

主な医療的ケア	主な内容
吸引(痰・唾液など)	筋力の低下などが原因で、自力で痰などの排出が困難な場合に、口腔、 鼻腔から吸引器で痰などを吸引する
経管栄養(胃ろう・腸ろう・鼻腔など)	摂食・嚥下の機能に障害があることが原因で、口から食事を摂れない、 十分な量を摂れない場合などに胃や腸、鼻腔にチューブを通して流動食 や栄養剤を注入する
吸入(薬剤)	痰を切れやすくするために機器(ネブライザー)などを使い、薬剤を吸 入する
人工呼吸器の管理	呼吸機能の低下が原因で、うまく呼吸ができない場合などに人工呼吸器 の機器を使い、酸素や肺に空気を送る【機器の管理が医療的ケア】
酸素療法(在宅酸素療法)の管理	呼吸機能の低下が原因で、体内の酸素が不足している場合、酸素濃縮器 の機器を使い、酸素を補う【機器の管理が医療的ケア】
パルスオキシメーターの管理	パルスオキシメーターは、酸素療法を行う際や人工呼吸器を使う時に呼吸状態を把握するためのモニタリング機器【機器の管理が医療的ケア】
気管切開部の管理	呼吸機能の低下が原因で、口や鼻から十分に呼吸ができない、栄養が摂れない場合などに気管を切開して機器を装着する【切開部の管理が医療的ケア】
導尿	自己での排出が困難な場合に膀胱にチューブを入れて尿を出す

「医療的ケアが必要な子どもと家族が、安心して心地よく暮らすために」 (平成 30 年 12 月厚生労働省政策統括官付政策評価官室 アフターサービス推進室)引用

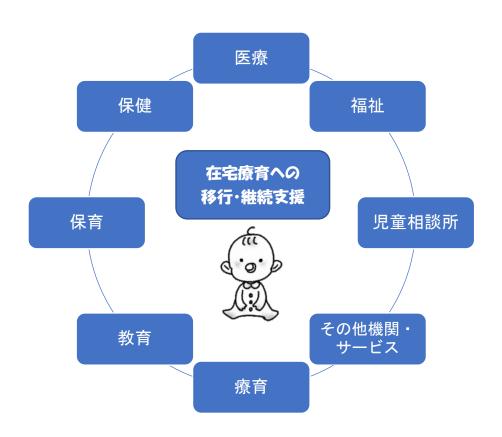
※重症心身障害児とは

重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複している人のことを「重症心身障害児」と言います。医学的診断名ではなく、児童福祉法に基づく行政上の措置を行うための定義です。

現在は「大島の分類」という方法により判定するのが一般的で、具体的には、知能指数(IQ)が35以下で、かつ運動機能が座位までに制限されている状態を指します。意思を伝えたり、自力で身体を動かしたりすることが難しく、多くの場面で介助が必要です。

○ 医療的ケア児に関する児童福祉法の規定

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条の6第2項では、「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるように努めなければならない。」と規定されています。



医療的ケア児を支援するネットワークのイメージ

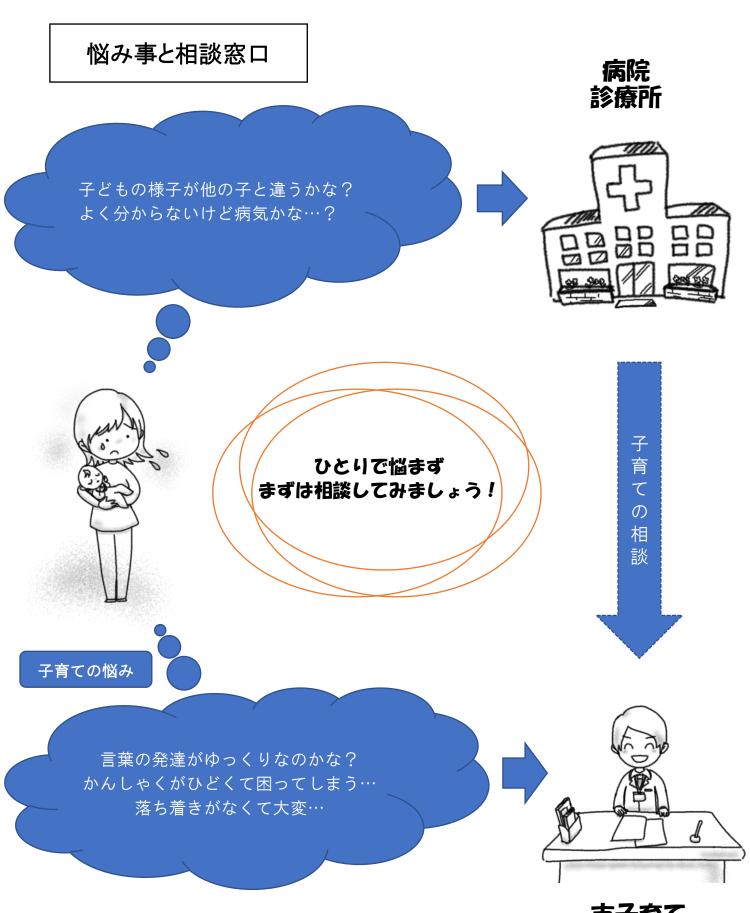
掲載ペーペ $16, 59, 61 \sim 63$ 29 20 $59 \sim 61$ 15, 16, 59` ※対象年齢等は目安であり、個別の状況に応じて異なる場合があります。 また、相談窓口や障害児通所支援等は一例です。 17, 59, 9 64 I 10 I I I 6 11, 19` 18 グループホーム 20 成年期 生作 19 18 特別支援学校(高等部) 高等学校 17 16 なが 15 本 特別支援学校(中学部) × 中学校 噩 14 障害児入所施設・療養介護 計 ・福祉サービス等のイメージ 放課後等デイサービス 13 \mathcal{Y} 学齢期 Ш 12 保健福祉課 などが ٧, Ι 短期入所・一時ケア 逃 11 ト 相談支援事業所 华 居宅介護など $\overline{}$ 高齡·障害者相談課、 派 特別支援学校(小学部) للاً 10 < 小学校 占 $\overline{}$ е 6 噩 獭 曑 計 子育て支援センタ 紭 ∞ 黱 ・保健 柵 \sim 噩 計 9 医療 獭 紭 2 ₩ 噩 児童発達支援センタ・ ごとに利用でき 計 保育園・幼稚園・こども園 4 児童発達支援 3歳6か月 乳幼児期 m 2歳6 か月 7 1 1 1 か 月 1 П フステ 0 障害福祉 サード、ス 等 発達· 療育等 おぎで 併まい 施設 お家で 乳幼児健診 い剰 い関 岩 保 谷 神 藤 政 校 校 校 登 登 登 751 年幣 \nearrow ١Ŋ 障害児通所支援等 型型 悐 医 擲

目 次

1 相談窓口
Q1. 日頃の子育てで、他の子どもと少し違うのではと感じたり、子どもの 様子で気になることがあるときはどこに相談すればよいの?・・・・・・9
(1)医療機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9(2)市の主な相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
2 障害者手帳・障害福祉サービス等
Q 2. 障害者手帳について知りたい。手帳を取得することによりどのようなサービスが受けられるの?・・・・・・・・・・・・・・12
Q3. 医療的なケアが必要な子どもが宿泊したり、通える障害福祉施設等は あるの?また、障害福祉施設等を利用するためにはどこに相談すれば よいの?・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
~ 障害福祉サービス等(障害福祉施設等) ~
(1) 宿泊を伴うショートステイ・・・・・・・・・・・・15 (2) 日中利用ができるショートステイ(宿泊を伴わないもの) や通所・施設等・15
Q4. 医療的なケアが必要な子どもや重度の障害のある子どもが入所できる 施設はあるの?・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
(3) 医療型障害児入所施設・・・・・・・・・・・・・・・17
Q5. 自宅に訪問してもらうサービスはどのようなものがあるの?・・・・・18
(4)居宅介護、訪問入浴サービス、移動支援(ガイドヘルプ)・・・・・18
3 訪問看護やリハビリ
Q 6. 自宅で診療、訪問看護、リハビリ等を受けることはできるの?・・・・19
4 家族会
Q 7. 医療的なケアが必要な子どもや重度の障害のある子どもに関する情報の 交換や家族同士が交流できる場所はあるの? ・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1

5 保育所、幼稚園
Q8. 医療的なケアが必要であることや障害があるため、保育所等に通えるかどうか悩んでいるが、どこに相談すればよいの?・・・・・・・・22
6 学校
Q9. 医療的なケアが必要であることや障害があるため、就学について悩んでいる場合はどこに相談すればよいの?・・・・・・・・・・・24
7 補装具・日常生活用具
 Q10. 車いすを作るにはどうすればよいの?また、障害のある子どもが日常的に使う補装具等については助成があるの?・・・・・・・・・・25 (1)対象者・・・・・・・・・・・・・・・25 (2)補装具一覧・・・・・・・・・・・・・・・・26
(3)日常生活用具等一覧・・・・・・・・・・・・・・・27(4)その他
ア 障害児訓練器具等購入費・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 4 イ 福祉用具の貸出等・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 5
8 住宅改修
8 住宅改修 Q11. 障害のある子どものために玄関を改造したいが、何か助成はあるの?・・36
Q11. 障害のある子どものために玄関を改造したいが、何か助成はあるの?・・36
Q11. 障害のある子どものために玄関を改造したいが、何か助成はあるの?・・36 9 医療費助成 Q12. 入退院や通院が多く医療費の負担が大きいが、障害のある子どもの医療費助成はあるの?・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Q11. 障害のある子どものために玄関を改造したいが、何か助成はあるの?・・36 9 医療費助成 Q12. 入退院や通院が多く医療費の負担が大きいが、障害のある子どもの医療費助成はあるの?・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Q11. 障害のある子どものために玄関を改造したいが、何か助成はあるの?・・36 9 医療費助成 Q12. 入退院や通院が多く医療費の負担が大きいが、障害のある子どもの医療費助成はあるの?・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1)障害児福祉手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 5 4 6 4 7
	40
11 税金の控除	
Q14. 障害のある子どもがいる家庭について、税の優遇措置はあるの?・・・・	5 0
(1)所得税・市民税・県民税の障害者控除・・・・・・・・・・・・・	5 0
(2)自動車税・軽自動車税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 1
(3)相続税の障害者控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	-
12 その他の障害福祉サービス等	
フのル ン が除字短がみ、ビュケナ担撃しています	ΕO
その他主な障害福祉サービス等を掲載しています・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
(1)緊急通報サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 3
(2)タクシー運賃の割引・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 3
(3)福祉タクシー利用助成・自動車燃料費助成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(4) 駐車禁止除外指定車の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(5) 有料道路通行料金の割引・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(6) 市営自動車駐車場 駐車料金の優遇・・・・・・・・・・・・・	
(7)災害時の備え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(7) 交合时 (7) 偏元	0 0
本冊子は、主な福祉サービス等を掲載しています。 詳細は、各高齢・障害者相談課、保健福祉課で配布している 「障害のある方のための福祉のしおり」をご参照ください。	
13 障害福祉サービス等事業所	
	0.0
居宅介護、短期入所(ショートステイ)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
	6 1
障害児(児)一時ケア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•
障害児(児)一時ケア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 1



市子育て 支援センター

1 相談窓口

- Q 1. 日頃の子育てで、他の子どもと少し違うのではと感じたり、子どもの様子で気になる ことがあるときはどこに相談すればよいの?
 - A1. <u>まずは、主治医(病院や診療所)に相談してください。</u>主治医がいない場合は、 お近くの小児科や脳神経外科などを受診し、医師に相談してください。

また、市では、お子さんの子育てや療育、福祉サービスについての様々な相談を電話や来所面接などでお受けしています。

(1) 医療機関

次のホームページアドレスから医療機関を検索することができます。

- ·医療機関検索(一般社団法人相模原市医師会) http://www.sagamihara.kanagawa.med.or.jp/searchmedicals
- ・相模原市内の医療機関一覧(相模原市) https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kenko/1007551/index.html
- ・かながわ医療情報/検索サービス (神奈川県) http://www.iryo-kensaku.jp/kanagawa/



まずは、主治医へ相談してみよう!

(2) 市の主な相談窓口

ア 育児やしつけなど、子育てについての様々な相談窓口

育児など様々な相談を電話や来所面接、こども家庭相談員などがお受けします。

お住いの地域	名称			電話	所在地
緑区	緑子育で支援センター	電	話	(042) 775–8815	〒252-5177 緑区西橋本5-3-21 (緑区合同庁舎3階)
中央区	中央子育て支援センター	電	話	(042) 769–9221	〒252-5277 中央区富士見6-1-1 (ウェルネスさがみはらA館1階)
南区	南子育で支援センター	電	話	(042) 701-7700	〒252-0303 南区相模大野6-22-1 (南保健福祉センター3階)

・相談日時:月曜日から金曜日(年末年始・祝日はお休みです)午前8時30分から午後5時まで

イ 発達・障害に関する相談

ことばや運動の遅れ、落ち着きがないなど、お子さんの発達や障害に関する相談をお受けします。

お住	Eいの地域	名称	電話・FAX	所在地
緑区		緑子育で支援センター 療育相談班	電 話 (042)775-1760 FAX (042)775-1750	〒252-5177 緑区西橋本5-3-21 (緑区合同庁舎3階)
	津久井地区	緑子育で支援センター 療育相談班 津久井担当	電話 (042)780-1420 FAX (042)784-1222	〒252-5172 緑区中野613-2 (津久井保健センター1階)
	相模湖地区	緑子育で支援センター 療育相談班 相模湖担当	電 話 (042)684-3737 (相模湖総合事務所2階) FAX (042)684-3618	〒252-0171 緑区与瀬877 (市立桂北小学校内)
	藤野地区	緑子育で支援センター 療育相談班 藤野担当	電話 (042)687-5515 FAX (042)687-4347	〒252-5152 緑区小渕2000 (藤野総合事務所2階)
中央区		中央子育で支援センター 療育相談班	電話 (042)756-8424 FAX (042)756-3360	〒252-0226 中央区陽光台3-19-2 (陽光園内)
南区		南子育で支援センター 療育相談班	電話 (042)701-7727 FAX (042)701-7728	〒252-0303 南区相模大野6-22-1 (南保健福祉センター2階)

- ・相談日時:月曜日から金曜日(年末年始・祝日はお休みです)午前8時30分から午後5時まで
- ・城山地区にお住いの方は、上記に掲載している緑子育て支援センター療育相談班(電話(042)775-1760)へご相談ください。





※子育て支援センターでは上記冊子を配布しています

ウ 障害者手帳・障害福祉サービスに関する相談窓口

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付や障害福祉サービス(自立支援給付の申請)の手続き、補装具費の支給申請など各種福祉制度の総合的な窓口となります。

お住いの地域		名称	電話・FAX	所在地
緑区	ζ.	緑高齢・障害者相談課	①身体·知的福祉班 電話(042)775-8810 ②精神保健福祉班 電話(042)775-8811 ①·②共通FAX (042)775-1750	〒252-5177 緑区西橋本5-3-21 (緑区合同庁舎3階)
	城山地区	城山保健福祉課	福祉相談班 電 話 (042)783-8136 FAX (042)783-1720	〒252-5192 緑区久保沢1-3-1 (城山総合事務所第1別館1階)
	津久井地区	津久井保健福祉課	障害福祉班 電 話 (042)780-1412 FAX (042)784-1222	〒252-5172 緑区中野613-2 (津久井保健センター1階)
	相模湖地区	相模湖保健福祉課	福祉相談班 電 話 (042)684-3216 FAX (042)684-3618	〒252-5162 緑区与瀬896 (相模湖総合事務所2階)
	藤野地区	藤野保健福祉課	福祉相談班 電 話 (042)687-5511 FAX (042)687-4347	〒252-5152 緑区小渕2000 (藤野総合事務所2階)
中央	ŁΣ	中央高齢・障害者相談課	①身体·知的福祉班 電話(042)769-9266 ②精神保健福祉班 電話(042)769-9806 ①·②共通FAX (042)755-4888	〒252-5277 中央区富士見6-1-1 (ウェルネスさがみはらA館1階)
南区	2	南高齢・障害者相談課	①身体·知的福祉班 電話(042)701-7722 ②精神保健福祉班 電話(042)701-7715 ①·②共通FAX (042)701-7705	〒252-0303 南区相模大野6-22-1 (南保健福祉センター3階)

2 障害者手帳・障害福祉サービス等

- Q 2. 障害者手帳について知りたい。手帳を取得することによりどのようなサービスが 受けられるの?
 - A 2. 障害者手帳は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種の手帳を総称した一般的な呼び方です。制度の根拠となる法律等はそれぞれ異なりますが、いずれの手帳をお持ちの場合でも、障害者総合支援法の対象となり、等級などに応じて様々な支援策が講じられています。また、市独自で提供しているサービスもあります。

手帳の種類について

【身体障害者手帳】

身体障害者手帳は、身体の機能に一定以上の障害があると認定された方に交付される手帳です。 交付申請は、お近くの障害者手帳に関する相談窓口で行います。

障害の程度により1級から6級までの等級に分かれており、その級によって利用できる制度が 異なる場合があります。

【療育手帳】

児童相談所、障害者更生相談所で知的障害と判定された方に交付される手帳です。

交付申請は、お近くの障害者手帳に関する相談窓口で行います。

障害の程度によりA1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)及びB2(軽度)に分かれており、その程度によって利用できる制度が異なる場合があります。

【精神障害者保健福祉手帳】

精神障害者保健福祉手帳は、一定程度の精神障害の状態にあることを認定された方に交付される手帳です。

交付申請は、お近くの障害者手帳に関する相談窓口で行います。

障害の程度により1級から3級まであり、その等級により利用できる制度が異なる場合があります。

障害福祉サービスや制度について

障害者手帳をお持ちの場合は、様々なサービスを受けることができます。このハンドブックでは、主なサービス等を掲載しています。その他については、「障害のある方のための福祉のしおり」**の「障害程度別制度早見表」等をご参照ください。

※「障害のある方のための福祉のしおり」とは

障害のある人のための各種サービスや制度の内容を簡単に紹介するために毎年作成しています。 冊子版については、新たに手帳を取得された人や、障害のある人及びそのご家族を対象に、無償で配布 しています。

- ・配布場所 高齢・障害者相談課及び保健福祉課(11ページ参照)で配布しています。
- ・市ホームページからダウンロードすることもできます。 アドレス https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/fukushi/shogai/1006424.html

〇障害者手帳に関する相談窓口

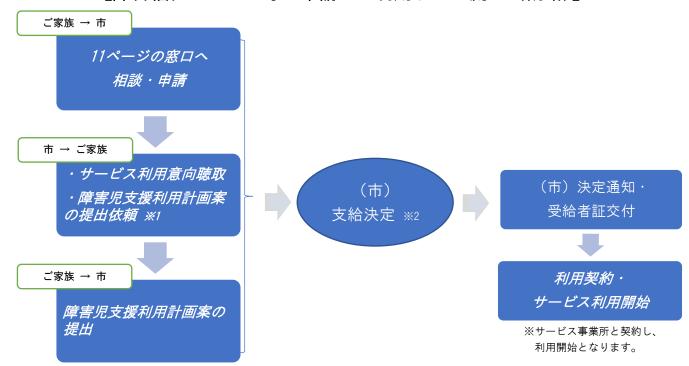
高齢・障害者相談課、保健福祉課

11ページの相談窓口にお問い合わせください。



- Q3. 医療的なケアが必要な子どもが宿泊したり、通える障害福祉施設等はあるの? また、障害福祉施設等を利用するためにはどこに相談すればよいの?
 - A3. 障害の状態等に応じて、様々な障害福祉サービス等が利用できます。利用するサービスによっては、「支給決定^{*2}」を受ける必要がありますので、事前に下記の相談窓口へご相談ください。

【障害福祉サービス等の申請から利用までの流れ(概略)】



- ※1 市から「障害児支援利用計画案」の提出を求められた方は、障害児相談支援事業者(59ページの「市内全事業所を調べるには」を参照)と契約し作成していただきます。なお、ご家族等で作成する「セルフプラン」を提出することもできます。
- ※2 サービスの量を決定すること。



上記の流れ以外にも、事業所に直接申し込んで利用 できるサービスもあるよ!

詳しくは、次の相談・申請窓口に相談してみてね!

○障害福祉サービス等の利用に係る相談・申請窓口

高齢・障害者相談課、保健福祉課

11ページの相談窓口にお問い合わせください。

~ 障害福祉サービス等(障害福祉施設等) ~

(1)宿泊を伴うショートステイ

ショートスティ	内容	対象	申込先・ 所在地
北里大学病院小児在宅支援部門あすぱら	【メディカルショートステイ病床】 短期間の入院(宿泊)により、ご 自宅で療養している医療的ケアが 必要な重症心身障害児等のお子さ んに医療的ケア等を提供します。 医療保険を利用した入院です。	・ご自宅で療養している医療的分障害児のお子さん・1歳以上18歳未満(高校生まで) ②医療的ケアの対応が可能です。申し込み時、ご相談ください。	北里大学病院 トータル サポート センター 〒252-0375 相模原 1-15-1 電話 (042)778-8438 FAX (042)778-9396 受付時日〜を除く) 午間 日 (祝祭 時 〜 年間 年日 年間 年日 年間 4 時
短期入所	施設に短期間入所し、入浴・排せ つなどの介護を行います。	ご自宅で介護をする 人が病気の場合などに、 児童福祉施設に短期間 入所を必要とする障害 のあるお子さん	利用するためには14ページの「支給決定」の手続きが必要となります。 ※事業所については、60ページ以降参照

(2) 日中利用ができるショートステイ (宿泊を伴わないもの) や通所・施設等

障害児通所支援等	内容	対象	申込先 · 所在地
北里大学病院小児在宅支援部門あすぱら	【(短期入所) 日帰り短期ベッド】 ご自宅で療養している医療的ケア が必要な重症心身障害児のお子さん に日帰りで医療的ケア等を提供しま す。入浴も実施しています。 障害者総合支援法に基づく医療型 短期入所サービスを利用します。	・ で の で の で の で の で の で の で の で の で の で	北里大学病院 トサポンター 〒252-0375 相模ルー15-1 電話 (042) 778-8438 FAX (042) 778-9396 受付曜日 〜を除く (042) 778-9396 受付曜日 〜を除く (042) 4時 日 (祝祭9時 4 時

障害児通所支援等	内 容	対 象	申込先・ 所在地
障害者一時ケア 事業	障害のあるお子さんのご家族等の 社会参加や休養等のために、一時ケ ア実施団体が障害のあるお子さんを 一時的に介護します。	障害のあるお子さん	61 ページ参照
児童発達支援	障害のあるお子さんが通所して、 日常生活の基本的動作の指導、知識 や技能の付与等の訓練を行います。 ※居宅を訪問し、同様の支援を行う 「居宅訪問型児童発達支援」もあ ります。	療育のがあるところのの個別のである。 第一次の間ののののでは、 1 のののであるのののである。 第一次のである。 第一次のではないではないではないである。 第一次のではないではないではないではないではないではないではないではないではないではない	利用するために する一ジの「 を決定」 を決めます。 ※事業 ※事業
放課後等デイサービス	障害のあるお子さんが学校授業終了後や休業日に通って、生活能力の向上のために必要な訓練 [※] 、社会との交流の促進など、多様なメニューから本人の状況等を踏まえたサービスを行います。 また、学校との連携・協働による支援も行います。 ※自立した日常生活を営むために必要な訓練の例:創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供	小学校、中学校、高校及 び特別支援学校に就学 しており、授業の終了 後又は休業日に支援が 必要と認められたお子 さん	は、61 ページ以 降参照
保育所等 訪問支援	保育所、幼稚園、小学校など集団生活を営む施設に通う障害のお子さんに対して、当該施設を訪問し、障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援その他必要な支援を行います。	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他集団生活を営む施設に通うお子さん	利用するために は14ページの「支
18 歳 以 生活介護 上	常時介護を必要とする障害のある方に、主に次のようなサービスを行います。 1. 入浴、排せつ、食事等の身体介助 2. 調理、洗濯、掃除等の家事援助 3. 生活等に関する相談や助言、その他日常生活上の支援 4. 創作的活動や生産活動の機会の提供 5. 身体機能や生活能力の向上のために必要な援助	18 歳以上の障害のある お子さん	給決定」の手続き が必ます。 ※事業所一覧表は、64ページ以降参照

- Q4. 医療的なケアが必要な子どもや重度の障害のある子どもが入所できる施設はあるの?
 - A 4. 医療的なケアや障害の状態等に応じて、最も入所が必要な方から順番に次の施設 に入所することができます。施設への入所を希望される場合は、次の相談窓口まで ご相談ください。

(3) 医療型障害児入所施設

施設	内 容	対 象	所在地· 入所相談窓口
医療型 障害児入所施設	施設入所した重度の障害のあるお子さんに、日常生活の基本 的動作の指導や、知識や技能の 付与等の訓練を行います。	施設等に入所して、 保護、日常生活の生活の知識 導、自活に必要な治要な 技能の付らとが必必必必 を行うこれた重症 認められたのお子さん	 ※事業所一覧表は、64ページ参照 入所についるは、では、では、では、では、ではがらればできます。 ・18歳未満のお子さん 児童科談所相談課電話 (042)730-3500 ・18歳以上のお子さん 11%の相談窓口



- Q5. 自宅に訪問してもらうサービスはどのようなものがあるの?
 - A 5. 障害者総合支援法に基づき、ホームヘルパーが自宅を訪問して入浴を介助するなど次のようなサービスがあります。

(4) 居宅介護、訪問入浴サービス、移動支援事業(ガイドヘルプ)

サービス	内容	対象	相談窓口 · 所在地
居宅介護	ホームヘルパーが、ご自宅を訪問して、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談・助言その他の生活全般にわたる援助を行います。 例)身体介護:入浴の介助 ※障害のあるお子さんに対し、ホームヘルパーが派遣される場合、保護者が在宅している、又は、合いすること(退院時)が必要となります。	障害支援区分が区分 1以上に相当する心 身の状態のお子さん	利用4ペララ (に支きます。) おいでのでは (に支きます。) おいでのでは (でする) といって (でする) がった (でする) がったい (でする) がった (でする) がったい (ですなる) がったい (でする) がったい (でする) でする (ですないる) がったい (でする) でする (でする) でする (でする) でする (でする) です
訪問入浴サービス	週1回(7月〜9月は週2回、移動入浴車が家庭を巡回訪問して、入浴の支援を行います。	重度の障害児·者(身体障害者手帳1級・2級又は療育手帳A1・A2)で、家庭での入浴が困難なお子さん※利用を希望される方は総合利用登録が必要です。	相談窓口は、 11 ページ参照
移動支援事業(ガイドヘルプ)	屋外での移動が困難な障害のあるお子さんに、外出時に必要な支援を行います。 ただし、通学等で通年かつ長期にわたる外出等は対象となりません。 ※通常送迎している家族等が病気となったときなど、合理的な理由により一時的に送迎ができない場合については相談窓口にご相談ください。	・身体障害者手帳(視 覚障害1~6級 関体不自動画ででは ではないでにを受ける。 ではないでにをさいる。 ではるがでいる。 ではるがでいる。 ではるがでいる。 ではるがでいる。 ではるがでいる。 ではるがでいる。 ではるがでいる。 では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	相談窓口は、 11 ページ参照

3 訪問看護やリハビリ

Q6. 自宅で診療、訪問看護、リハビリ等を受けることはできるの?

A 6. 相模原市医師会在宅ケア連携室では、在宅で療養しているお子さんに、訪問診療や訪問看護等が可能な医療機関・訪問看護ステーションの案内等を行っています。

サービス	内容	相談窓口
訪問診療	通院できないお子さんのご自宅に医師が訪問し、診療、治療、薬 の処方等を行います。	
訪問看護	訪問看護では、看護師などがご自宅等を訪問して療養上の世話又は必要な診療の補助を行います。かかりつけの医師によって訪問看護や訪問リハビリの必要性が認められた方が利用できます。 ・健康状態の観察 血圧、体温、呼吸、脈拍などの測定や健康についての相談等・在宅リハビリテーション体位交換、手足の運動、散歩等・日常生活の支援入浴介助、洗髪などからだの清潔保持や排せつの介助、食事療法や栄養に関する相談と援助・医療的処置及び人工呼吸器等の機器の管理・その他 介護の方法や介護用品についての相談など ○利用時間や回数について通常週3回までで、1回の訪問時間は、30分から1時間30分程度 ※病気や状態等により異なります。 ○費用について保険の種類や所得・年齢によって異なりますが、原則1割から3割です。別途、交通費が掛かる場合があります。※世帯の所得やお子さんの状況により、医療費助成制度が活用できる場合があります。	相在 電 (0 開月日ら 在いに診療やテ内す原ケ (042) 755-3156 日午後 でお問が関助シを医連 (042) 755-3156 療子診能の看ンにの (1) では、 (1) では、 (1) では、 (2) では、 (2) では、 (3) では、 (3) では、 (4) では、 (4) では、 (5) で
重症心身障害 児(者)訪問看 護支援事業	在宅の重症心身障害児(者)のうち長時間の医療的管理を必要とするお子さんが、医療サービスによる訪問看護に連続して、福祉サービスによる訪問看護(90分まで)を利用した場合、その費用を市が支給します。 対象 児童相談所で重症心身障害児の認定を受けたお子さんのうち、国の基準に基づく超重症児(者)又は準超重症児(者)と判定され、医療サービスとして行われる訪問看護を利用するお子さん	相談窓口は、11 ページ参照

サービス	内容	相談窓口
障害者の 歯科診療	原則として、一般の診療所では治療の困難な障害者の方を対象に次のとおり、歯科診療を行います。 〇診療場所 相模原口腔保健センター(障害者歯科診療所) 〒252-0236 中央区富士見 6-1-1 ウェルネスさがみはら内 〇診療日時 毎週火曜日と毎週木曜日(週 2 回) 午後 1 時から午後 5 時まで。ただし、祝日、お盆、年末年始は除きます。 〇申し込み 電話による予約制 月曜日から金曜日まで午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、祝日、年末年始は除きます。	公益社団法人相 模原市歯科医師 会 電話 (042)756-1501 FAX (042)755-3289
歯科訪問診療口腔ケア	身体的理由又は精神的理由により歯科診療所に通院困難な場合は、訪問診療や口腔ケアを受けることができます。 〇申し込み 申込用紙を相模原市歯科医師会のホームページ (http://www.e-sda.jp/)からダウンロードして必要 事項を記入の上FAXでお申込みください。	
かんがる〜 歯科健診	障害のあるお子さんなどのために通常の歯科健診・相談などを受けることが困難なお子さんに対し歯科疾患の予防と早期発見及び口腔機能の発達、維持のために歯科医師による歯科健診、歯科衛生士による保健指導を行います(予約制)。 ○対象者 心身に障害のあるお子さん(4歳頃まで) (口腔ケアリーフレット) ○「お子さんの口腔ケア、困っていませんか?」~障害などで歯みがきが難しいとき~ 基本的な歯みがきの方法の他、障害などの理由でお子さんの歯みがきが難しい場合の対応などについて掲載しています。 市ホームページ掲載 URL https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/_res/projects/default_project/_page_/001 /007/190/leaflet.pdf	市こども家庭課 (保健事業班) 電話 042-769-8345

4 家族会

- Q7. 医療的なケアが必要な子どもや重度の障害のある子どもに関する情報の交換や 家族同士が交流できる場所はあるの?
 - A7. 次のとおり情報交換や家族同士の交流等を目的とした会があります。

名;	称	医療的ケア児と親の会「はれかぜ」
概	要	医療的ケアが必要な子と家族の集まりです。医療的ケアが外れた子どもとご家族も在籍しています。 主な活動内容は、「LINE」を活用し、子どもの病気のことや医ケアに関わる様々な状況について、みんなで情報共有しています。時々、意見交換会を開き、医ケア児が直面する問題について話し合っています。

名 称	NICU家族の会(ぱんだの会)
概要	NICU 家族の会は、北里大学及び近隣の NICU を退院したお子さんやその家族を支援することを目的とした患者家族会です。別称の"ぱんだの会"は、小さく生まれ大きく育ち、やがて皆に愛される存在、その"ぱんだ"が NICU 卒業生の姿にリンクすることから名づけられています。 会の主な目的は、①未熟児出生の子供たちの発達特性に理解を深めてもらうことで、彼らの社会的地位を向上させること②NICU で行っているケア(治療)のフィードバック③周産期医療を担う次代の育成(学生ボランティアの参加)です。 上記目的を達成するため、年1回、秋に家族会の開催と春に講師を招き講演会を開催し、医療スタッフと患者ご家族が協力し活動しています。

名	称	神奈川県重症心身障害児(者)を守る会
		昭和41年(1966年)に設立し、現在、神奈川県在住の重心児(者)の保護者を中心に会の三原則*の基「重心児(者)のいのち、権利、生活を守る」活動をしています。 主な活動内容は、月1回の役員会の開催をはじめ、学習会、講演会を開催するとともに 行政への訪問や要望の提出を行っています。また、会報の発行なども行っています。
概	要	※会の三原則1 決して争ってはいけない 争いの中に弱いものの生きる場はない2 親個人がいかなる主義主張があっても重症児運動に参加する者は党派を超えること3 最も弱いものをひとりももれなく守る○当会は、「全国重症心身障害児(者)を守る会」の神奈川県支部としても登録されています。

- ※上記団体と連絡を取りたい場合は、市高齢・障害者福祉課障害福祉班(電話(042)707-7055)までお問い合わせください。
- ※上記の概要欄は、各団体からいただいたコメントを原文のまま掲載しています。

5 保育所、幼稚園

- Q8. 医療的なケアが必要であることや障害があるため、保育所等に通えるかどうか悩ん でいるが、どこに相談すればよいの?
 - A 8. 保育所等では、医療的なケアが必要なお子さんの状況を確認させていただいた上で、 看護師の配置や受入れ環境など、安全な受け入れが可能であると判断させていただい た場合に、受入れしております。

また、発育・発達に遅れや偏りのあるお子さんについても、お子さんの状況を確認させていただき、他の園児と同じ環境で保育する支援保育を行っております。 利用を希望される場合は、次の窓口までお問い合わせください。

〇保育所等の利用に関する相談・申請窓口

ア 保育所・認定こども園(2・3号認定*) に通園希望の場合は、次の窓口にご相談く ださい。

子育て支援センター

お住	いの地域等	名称		電話	所在地
緑区		緑子育て支援センター 子育てサービス班	電 話 FAX	(042) 775-8813 (042) 775-1750	〒252-5177 緑区西橋本5-3-21 (緑区合同庁舎3階)
	城山地区	緑子育て支援センター 子育てサービス班 城山担当	電 話 FAX	(042) 783-8060 (042) 783-1720	〒252-5192 緑区久保沢1-3-1 (城山総合事務所第1別館1階)
	津久井地区	緑子育で支援センター 子育でサービス班 津久井担当	電 話 FAX	(042) 780-1420 (042) 784-1222	〒252-5172 緑区中野613-2 (津久井保健センター1階)
	相模湖地区	緑子育て支援センター 子育てサービス班 相模湖担当	電 話 FAX	(042) 684-3737 (042) 684-3618	〒252-5162 緑区与瀬896 (相模湖総合事務所2階)
	藤野地区	緑子育て支援センター 子育てサービス班 藤野担当	電 話 FAX	(042) 687-5515 (042) 687-4347	〒252-5152 緑区小渕2000 (藤野総合事務所2階)
中央区	Σ	中央子育て支援センター 子育てサービス班	電 話 FAX	(042) 769-9267 (042) 755-4888	〒252-5277 中央区富士見6-1-1 (ウェルネスさがみはらA館1階)
南区		南子育て支援センター 子育てサービス班	電 話 FAX	(042) 701-7723 (042) 701-7716	〒252-0303 南区相模大野6-22-1 (南保健福祉センター3階)

イ 幼稚園・認定こども園(1号認定*)に通園希望の場合は、希望先の幼稚園・認定こ ども園にご相談ください。

ウ 事務担当課

名称	電話・FAX	所在地
保育課	(042) 769-8340 (042) 759-4395	〒252-5277 中央区中央2-11-15 (市役所本館4階)

※1号認定 お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する場合

2号認定 お子さんが満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、教育及び保

育を希望する場合

3号認定 お子さんが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望

する場合



~保育所等訪問支援~ 詳しくは16ページ

保育所、幼稚園、小学校など集団生活を営む施設に通う障害のあ るお子さんに対して、障害のあるお子さん以外のお子さんたちと 集団生活への適応のために当該施設を訪問し、専門的な支援など を行う「保育所等訪問支援」というサービスがあるよ。



6 学校

- Q9. 医療的なケアが必要であることや障害があるため、就学について悩んでいる場合は どこに相談すればよいの?
 - A9. 下記の窓口までお問い合わせください。

毎年4月ごろ、就学相談説明会を実施しています。開催のお知らせについては、保育園や認定こども園・幼稚園にご協力いただくとともに、市子育て支援センターや市のホームページなどから行っています。

なお、本市では、障害の有無にかかわらず、子どもたちの一人ひとりの教育的ニーズに適正に対応していく支援教育を推進しています。

また、令和元年度より、市立小・中学校及び義務教育学校において、看護師による 医療的ケアを実施**しています。

- ※学校で医療的ケアが実施できるかどうかは教育支援委員会に意見を伺い判断します。
 - 希望する方は、必ず就学相談に申し込んでください。
- ※医療的ケアの実施決定校には、看護師を配置し、校内で医行為を行います。
- ※医行為は、日常的に行われているたんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等を指します。

〇就学相談・医療的ケアの実施に関する相談窓口

名称	電話	所在地
市教育委員会 青少年相談センター 教育支援班	(042) 704–8917	〒252-5211 中央区中央3-13-13



7 補装具・日常生活用具

Q10. 車いすを作るにはどうすればよいの? また、障害のある子どもが日常的に使う補装具等について は助成があるの?



A10. 身体機能を補完等するために必要な補装具(車いす等)に ついては、購入、修理等の費用を助成しています。

また、円滑に生活ができるよう製作された日常生活用具(電動式たん吸引器等)については、購入の費用を助成しています。



必ず事前に相談してね!

助成の決定より前に購入等した場合は、助成の対象にならないよ!

(1) 対象者

	身体障害者手帳 をお持ちのお子 さん	療育手帳 をお持 ちのお子さん	精神障害者保健 福祉手帳をお持 ちのお子さん	難病等 のお子さ ん
補装具 身体機能を補完等する ためのもの 対象品目は 26 ページ参照	C	×	×	0
日常生活用具 日常生活を円滑に過ご すために必要な用具 対象品目は 27~31 ページ参照		0	0	0
障害児訓練器具等購 入費の助成 対象品目は 34 ページ参照	次のいずれかのお子さん ・身体障害者手帳1~3級 ・療育手帳A1又はA2 ・児童相談所の判定による知能指数 が35以下		×	×

(2)補装具一覧

補装具一覧	判定区分等
義手・義足、装具(下肢、靴型、体幹、上肢)、車いす(オーダーメイド)、座位保持装置、補聴器	意見書等により高齢・障害者相談課、 保健福祉課が判断し決定 ※18歳以上は、医師の判定が必要
電動車いす、重度障害者用意思伝達装置	意見書等により高齢・障害者相談課、 保健福祉課が判断し決定 ※18歳以上は、医師の判定以前に事前 調査が必要
座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具	(児童のみ支給対象) 意見書等により 高齢・障害者相談課、保健福祉課が判 断し決定
義眼、矯正眼鏡、弱視眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、 車いす(既製品)、歩行器、人工内耳用音声信号処理装置(修 理のみ)	意見書等により高齢・障害者相談課、保健福祉課が判断し決定
視覚障害者安全つえ、歩行補助つえ	判定等は不要

〇補装具に関する相談窓口

高齢・障害者相談課、保健福祉課

11ページの相談窓口にお問い合わせください。

また、身体障害者手帳の交付を受けていない難病のお子さんについては、生活等の相談とあわせて、39ページ(2)申請窓口の「子育て支援センター」でお受けすることができます。





(3) 日常生活用具等一覧

※①欄の「身体」は身体障害者手帳、「療育」は療育手帳、「精神」は精神障害者保健福祉手帳を表す。

※④欄は、小児慢性特定疾病医療費助成制度の認定を受けたお子さんのうち、①~③に該当しない場合や他制度による給付を受けることができない場合(詳しくは 32 ページを参照)

	100000000000000000000000000000000000000	文17 0 C	こがてきない場合(許しては	は 32 ペーンを参照/			
区分	給付品目	対象年齢	①身体・療育・精神を お持ちのお子さん	②難病等の お子さん	③小児慢性特定 疾病に、り患して いる難病等の お子さん	④小児慢性特定 疾病児童等日常 生活用具給付事 業	
	特殊寝台	18 歳 以上	下肢又は体幹機能障害 1級・2級				
	特殊マット	3歳	下肢又は体幹機能障害 1級・2級 療育の程度が最重度・重度	Ą	臭たきりの状態にある -	3	
	エアーマットレス	以上	※特殊マットとエアーマット レスの併給はできません。	_	_	_	
	入浴担架 · 入浴補助器	3歳 以上	下肢又は体幹機能障害 1級・2級 ※入浴に当たって、家族等他 人の介助を要する場合	_	_		
介 護 訓	訓練いす	3~ 17歳	下肢又は体幹機能障害	_	_		
訓練支援用具	訓練用ベッド	6~ 17歳	1級・2級	下肢又は体幹機 能に障害がある	_	_	
具	特殊尿器	6歳 以上	下肢又は体幹機能障害 1 級で常時介護を要する場 合	自力で排尿できない			
	体位変換器	6歳 以上	下肢又は体幹機能障害 1級・2級 ※下着交換等に当たって、家族等の介助を要する場合	寝たきりの状態にある		3	
	移動用リフト ※天井走行型そ の他住宅改修 を伴うものを 除く	3歳 以上	下肢又は体幹機能障害 1級・2級	下肢又は体幹機 能に障害がある	_	_	

区分	給付品目	対象 年齢		②難病等の お子さん	③小児慢性特定 疾病に、り患して いる難病等の お子さん	④小児慢性特定 疾病児童等日常 生活用具給付事 業
	入浴補助用具 (シャワーチェ ア・マット・バス ボードなど)	3歳以上	下肢又は体幹機能障害で、 入浴に介助を要する場合 ※ただし、設置に当たり住宅 改修を伴うものを除く		入浴に介助を要する	
	頭部保護帽	Н	下肢又は体幹機能障害 最重度・重度の知的障害児 者で、てんかん等の発作に より頻繁に転倒する状態 精神等級1級・2級	_	発作等により頻繁 に転倒する状態	
	浴槽 (湯沸器含む)	6歳 以上	下肢又は体幹機能障害 1級・2級	_	_	_
	便器	6歳以上	下肢又は体幹機能障害 1級・2級 ※ただし、設置に当たり住宅 改修を伴うものを除く	常時介助を要する		
自立生活支援用具	T字状・ 棒状つえ	ı	下肢又は体幹機能障害等 により歩行が困難と認め られる場合	_	_	_
文援用具	移動・移乗支援 用具 (④欄は、歩行 支援用具) ※手すり・スロー プ等	3歳以上	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害で、家庭内の移動等において介助を要する場合 ※ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く		下肢が不自由な状態	
	特殊便座 (②~④欄は、 特殊便器)	上肢機能障害1級・2 療育の程度が最重度・ ー ※ただし、設置に当たり・ 改修を伴うものを除く		上肢機能に障害がある		
	火災警報機			_	_	—
	自動消火器	_	障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で 身体等級1級・2級 療育の程度が最重度・重度 精神等級1級・2級	火災発生の感知 及び避難が著病し く困難な難な世帯 又はこれに準ず る世帯	_	

					③小児慢性特定	④小児慢性特定
区分	給付品目	対象年齢	①身体・療育・精神を お持ちのお子さん	②難病等の お子さん	疾病に、り患して いる難病等の お子さん	疾病児童等日常 生活用具給付事 業
自立生活	電磁調理器	18 歳 以上	視覚障害1級・2級 療育の程度が最重度・重度 精神等級1級・2級 ※障害者のみの世帯又はこれ に準ずる世帯	_	I	_
自立生活支援用具	歩行時間延長 信号機用小型 送信機	6歳 以上	視覚又は下肢もしくは 体幹機能障害1級・2級	_	_	_
	聴覚障害者用 屋内信号装置	18 歳 以上	聴覚障害2級 ※聴覚障害者のみの世帯又は これに準ずる世帯で日常生 活上必要と認められる世帯	_		_
	ネブライザー	6歳	呼吸器機能障害3級以上 又は同程度の身体障害児 者であって、必要が認めら れる場合	呼吸器機能に障害がある	_	呼吸器機能に障 害がある
	電動式たん吸 引器	以上			呼吸器機能に障害がある	
在	透析液加温器		じん臓機能障害の身体障害児者(自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析を行う状態)	_	_	_
在宅療養等支援用具	酸素ボンベ運搬車	1	呼吸器機能障害があり、医 療保険における在宅酸素 療法を行う場合	_		_
用具	音声式体温計	6歳 以上	視覚障害1級・2級	_	I	_
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	_	心臓機能障害又は呼吸器機能障害1級若しくは3級であって、在宅酸素療法又は人工呼吸器を装着している場合	人工呼吸器を装 着している状態	_	人工呼吸器の装 着が必要な状態

区分	給付品目	年齢	①身体・療育・精神を お持ちのお子さん	②難病等の お子さん	③小児慢性特定 疾病に、り患して いる難病等の お子さん	④小児慢性特定 疾病児童等日常 生活用具給付事 業
排泄管理支援用具	紙おむつ等	3 以	高書該 ア イ ウ エ オ カ			
	ストーマ用装具(消化管系)ストーマ用装具(尿路系)	Ι	小腸、ぼうこう又は直腸 の機能障害で、ストーマ 造設している場合(腎瘻・ 膀胱瘻を含む)			人工肛門を造設 した状態 人工膀胱を造設 した状態
	収尿器(男性 用) 収尿器(女性 用)	_	高度の排尿機能障害	_	_	_
住宅改修	居宅生活動作補助用具	6歳以上	下肢又は体幹機能障害 1~3級 乳幼児期以前の非進行性 の脳病変による運動機能 障害(移動機能障害に限 る)1~3級	6歳以上で下肢 又は体幹が不自 由	_	_

区分	給付品目	年齢	①身体・療育・精神を お持ちのお子さん	②難病等の お子さん	③小児慢性特定 疾病に、り患して いる難病等の お子さん	④小児慢性特定 疾病児童等日常 生活用具給付事 業
	情報·通信支援 用具	6歳 以上	視覚又は上肢障害1級・ 2級	_	_	_
	携帯用会話補助装置	6歳 以上	音声言語機能障害又は 肢体不自由があり、発声 及び発語に著しい障害を 有する	_	_	_
	点字ディスプ レイ	18 歳 以上	視覚障害1級・2級であって、必要と認められる 場合	_	_	_
	点字器	6歳 以上	視覚障害があり、必要と 認められる場合	_	_	_
	点字タイプラ イター	6歳 以上	視覚障害1級・2級で、就学(見込みを含む)、若しくは就学している場合	_	_	_
	視覚障害者用ポータブルレコーダ	6歳 以上	視覚障害1級~3級	_	_	_
情 報 ·	視覚障害者用 活字文書読み 上げ装置 音声 IC タグレコー ダ	6歳 以上 視覚障害1級・2級		_	_	_
意思疎通支援用具	視覚障害者用 拡大読書器	視覚障害児者で、本装置により文字を読むことが可能になる場合以上 ※音声・拡大読書器との併給はできません。		_	_	_
共	音声·拡大読書 器	6歳 以上	視覚障害1級・2級 ※視覚障害者用拡大読書器 との併給はできません。	_	_	_
	視覚障害者用 時計	以 工	視覚障害1級・2級	_	_	_
	聴覚害者用 通信装置(ファクス等) ※子機付の場合 は原則として 子機1台まで	6歳 以上	聴覚障害又は発声・発語 に著しい障害を有し、コ ミュニケーション、緊急 連絡等の手段として必要 と認められる場合	_	_	_
	聴 覚障害 者用 情報受信装置	_	聴覚障害児者で、本装置 によりテレビの視聴が可 能となる場合	_	_	_
	人工喉頭	_	喉頭を摘出した音声機能 障害児者	_	_	_
	点字図書	_	視覚障害児者で、主に点字によって情報を得ている場合	_	_	_

※先に用具を購入した場合は助成の対象となりません。必ず購入前に次ページの相談窓口に相談してください。

〇日常生活用具に関する相談 窓口

高齢・障害者相談課、保健福祉課

11ページの相談窓口にお問い合わせください。

また、上記表中②、③に該当する難病のお子さんについては、生活等の相談とあわせて、39ページ(2)申請窓口の「子育て支援センター」でお受けすることができます。

※④小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業については、次ページの相談窓口へお問い合わせください。



小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 (27~31ページ ④の事業)

小児慢性特定疾病医療費助成制度の認定を受けたお子さん*のうち、在宅で日常生活を営むことに支障があるお子さんに対し、日常生活用具を給付します。

※身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちのお子さんや難病等のお子さんを対象とする日常生活用具の給付等、他制度による給付を受けることができないお子さん

給付品目

給付品目	利用できる状態	
便器	常時介護を要する	
特殊マット	寝たきりの状態	
特殊便器	上肢機能に障害がある	
特殊寝台	寝たきりの状態	
歩行支援用具	下肢が不自由	
入浴補助用具	入浴に介助を要する	
特殊尿器	自力で排尿できない	
体位変換器	寝たきりの状態	
車いす(電動以外)	下肢が不自由	
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する	
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害がある	
◆クールベスト	体温調節が著しく困難な状態	
◆紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある	
ネブライザー(吸引器)	呼吸器機能に障害がある	
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な状態	
ストーマ装具(消化器系)	人工肛門を造設した	
ストーマ装具(尿路系)	人工膀胱を造設した	
◆人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な状態	
	※診療報酬の対象となる範囲を超えるもの	

◆印の給付品目は、27から31ページの「ウ 日常生活用具等一覧」にはありません。

〇小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業に関する相談窓口

名称	電話・FAX	所在地
こども家庭課	電 話(042)769-8345 FAX(042)759-4395	〒252-5277 中央区中央2-11-15 (市役所本館4階)

(4) その他

ア 障害児訓練器具等購入費の助成

障害のある 18 歳未満のお子さんの自立及び社会生活の支援となる訓練器具などについて、費用の一部(器具等の購入費(上限 36,000 円))を助成します。

○障害児訓練器具等とは

障害のあるお子さんのために作成または加工されたもので、使用により治療効果、訓練効果、介助効果などが得られるもので主に次のような器具等です。

1	立位保持用机			
2	訓練用マット			
3	歩行訓練器具			
4	運動機能訓練器具			
5	水中訓練用浮具			
6	知育訓練器具(言語学習、数的、認知、手先、コミュニケーション)			
7	学習補助器具			
8	排泄支援器具			
9	カーシート			
9	※車用座位保持装置の支給を受けている場合は対象となりません。			
10	コミュニケーション支援器具			

※ただし、次のものは対象となりません。

補装具・日常生活用具に該当するもの、摂食関連自助具、被服類(水中訓練用浮具に該当するものを除く。)、消耗品、パソコンやゲーム機器の本体

〇対象者

市内在住(入院や施設入所している場合を除く。)で、次のいずれかに該当する 18 歳未満の児童 ※以前にこの制度による助成を受けている場合は、1年以上経過していることが必要です。

- ·身体障害者手帳1~3級
- ・療育手帳A1またはA2
- ・児童相談所の判定による知能指数が35以下

○障害児訓練器具等購入費の助成の相談窓口

高齢・障害者相談課、保健福祉課

11ページの相談窓口にお問い合わせください。

イ福祉用具の貸出等

福祉用具を必要とする市内にお住いのお子さんを対象に、生活上の負担を一時的に軽減することを目的に無料で貸出しを行っています。

○貸出しを行っている福祉用具

種類	貸出期間	
車椅子	2週間以内	
介護車	Z 週间以内	
松葉杖	2か月以内	
ロフストランドクラッチ	乙加力以內	

- ※在庫状況により、貸出しできない場合があります。
- ※窓口により開設時間及び貸出物品の数量が異なりますので、あらかじめ電話等でご確認ください。

○福祉用具の貸出等に関する相談窓口

	名称		話・FAX	所在地	
	中央ボランティアセンター	電 話 FAX	(042) 786–6181 (042) 786–6182	〒252-0236 中央区富士見6-1-20 (あじさい会館2階)	
	緑ボランティアセンター	電 話 FAX	(042) 775–1761 (042) 774–7160	〒252-0131 緑区西橋本5-3-21 (緑区合同庁舎2階)	
相模原市社	城山地域事務所	電 話 FAX	(042) 783–1212 (042) 782–4050	〒252-5192 緑区久保沢1-3-1 (城山総合事務所第1別館3階)	
市社会福祉協議会	津久井地域事務所	電 話 FAX	(042) 784-3393 (042) 784-6142	〒252-5172 緑区中野633 (津久井総合事務所3階)	
	相模湖地域事務所	電 話 FAX	(042) 649-0202 (042) 649-0200	〒252-5162 緑区与瀬896 (相模湖総合事務所3階)	
	藤野地域事務所	電 話 FAX	(042) 687–3361 (042) 687–4049	〒252-5152 緑区小渕2000 (藤野総合事務所3階)	
	南ボランティアセンター	電 話 FAX	(042) 765–7085 (042) 748–4419	〒252-0303 南区相模大野6-22-1 (南保健福祉センター1階)	

8 住宅改修

- Q11. 障害のある子どものために玄関を改造したいが、何か助成はあるの?
 - A11. 既存住宅の浴室や玄関、台所などを障害に適するように改善するための費用等に対する助成があります。ただし、新築・増築の場合、施設に入所されている場合、病院に入院されている場合、所得制限額を超えている場合は対象となりません。

なお、市では、「住宅改修相談員の改修方法・内容等の相談・家庭訪問調査」(次ページ参照)を開催しています。

ア 住宅設備改善費の助成

対針		助成対象		利用できるお子さん
設值	· 備	経費の 上限額	自己負担率	(ご自宅にお住まいで次に該当する場合)
	住宅の浴室、便所、玄関、 ・、廊下等の改善工事	80 万円	世帯の所得	ア 身体障害者手帳1級又は2級 イ 知能指数35以下 ウ 身体障害者手帳3級でかつ知能指数 が50以下
18 歳以上	天井走行式移動リフト (機器の価格のみ)	100 万円	により、 0、1/4、1/3、 1/2	下肢又は体幹機能障害の1級又は2級で、移動 が困難である18歳以上64歳以下の方
上	環境制御装置(機器の価格のみ)	60 万円		肢体不自由の 1 級又は 2 級の身体障害者であって、上肢及び下肢の障害がある 18 歳以上の方

イ 日常生活用具における「居宅生活動作補助用具(住宅改修費)」

対象となる工事等	助成対象経費		利用できるお子さん
	の上限額	自己負担率	(ご自宅にお住いで次に該当する場合)
比較的小規模な 改修工事 ① 手すりの取付 ② 段差の解消 ③ 床又は通路面の 材料の変更 ④ 扉の引き戸等への 取替 ⑤ ①~④の各工事に 付帯する工事 (例:壁下地補強工事等)	20 万円	所得により、 1割の自己負担	ア 6歳以上の下肢又は 体幹機能障害1級〜3級 イ 6歳以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病 変による運動機能障害1級〜3級(移動機能 障害に限る) ウ 6歳以上の下肢又は体幹が不自由な難病等

〇住宅改修に関する相談窓口

高齢・障害者相談課、保健福祉課

申請や相談については、11ページの相談窓口にお問い合わせください。

住宅改修相談員の改修方法・内容等の相談・家庭訪問調査

障害等により住宅の改修(段差解消、手すり取付け等)を検討している方のために、住 宅改修相談員が、改修方法・内容等の相談・家庭訪問調査を行います。

家庭訪問調査を希望される場合、あらかじめ中央高齢・障害者相談課(高齢福祉班)へ 電話予約をしてください。

○窓口相談·開設日

中央高齢・障害者相談課(高齢福祉班) (042)769-8349 毎週月~金曜日(祝日・年末年始を除く)

○時間・費用

午前9時から正午まで、午後1時から午後4時まで・無料

(参考) バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額

安心・安全のための税制上の特例措置として、新築から 10 年以上を経過した住宅で、令和4年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修工事を行った場合、翌年度の固定資産税を減額します。詳細は相談窓口までお問い合わせください。

- ・対象となる工事:バリアフリー改修工事費の補助金等を除く自己負担額が50万円を超えるもの。改修後3か月以内に諸手続きが必要になります。
- ・相談窓口:資産税課家屋評価第1班(市役所第2別館2階) 電話(042)769-8224 FAX(042)757-8108

住宅改修の方法や内容等の 相談ができるんだよ!



9 医療費助成

- Q12. 入退院や通院が多く医療費の負担が大きいが、障害のある子どもの医療費助成はある の?
 - A12. 障害のあるお子さんの医療については、その医療の内容によって様々な医療費の公 費負担制度があり、自己負担額の軽減等を行っています。

【公費併用(公費負担医療・医療費助成)】

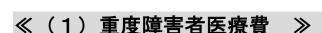
次の①と②を持っているお子さんは医療費の支払いがなくなるよ!

- ① 公費医療受給者証:小児慢性特定疾病(40ページ)、指定難病医療 (41ページ)、等
- ② 医療証:重度障害者医療費助成(38ページ)、ひとり親家庭等医療費助成 (42ページ)

神奈川県内の医療機関への受診の際は、①と②を忘れずにね。 ただし、県外の医療機関にかかった場合は、受給者証で設定される上限額ま で負担し、後日、市の窓口*へ「医療費支給申請書兼請求書」に領収書を添付し て払い戻しの申請をしてね。



- ・ひとり親家庭等医療費助成は、43ページの窓口まで
- ・重度障害者医療費助成は、11ページの窓口まで



重度の障害のあるお子さんの保険診療による医療費の自己負担分を助成します。ただし、 保険診療以外の医療費や入院時食事代などは助成の対象となりません。

※他の医療給付制度を受けられる医療費や健康保険から高額療養費・附加給付金等として支給される金額は 除きます。(これらに該当する支給があった場合は、市で助成した分について返還していただきます。)

○助成の対象

次のいずれかに該当し、健康保険に加入しているお子さん

- ・身体障害者手帳1級または2級
- IQ(知能指数)が35以下
- ・身体障害者手帳3級で、かつ | Qが50以下・精神障害者保健福祉手帳1級または2級
- (注) 生活保護受給者は対象となりません。



○重度障害者医療費の助成に関する相談・申請窓口

高齢・障害者相談課、保健福祉課

11ページの相談窓口にお問い合わせください。

≪(2)自立支援医療(育成医療)≫

身体に障害のあるお子さんが、生活能力を得るために必要な治療を、指定自立支援医療機関で受ける場合、その費用の全部または一部を公費で負担します。※保護者等の所得により、所得制限及び自己負担があります。

○助成の対象

18 歳未満の肢体不自由・視覚・聴覚・音声障害または先天性内臓疾患などの障害があり、確実な治療効果が期待できるお子さん

〇自立支援医療(育成医療)に関する相談・申請窓口

(1) 制度に関する相談窓口

名称	電話・FAX	所在地
こども家庭課	電話 (042)769-8345	〒252-5277 中央区中央2-11-15
保健事業班	FAX (042)759-4395	(市役所本館4階)

(2) 申請窓口

お住いの地域		名称			電話	所在地
緑区		緑子育て支援センター 子育てサービス班 母子保健班	電電	話話	(042) 775-8813 (042) 775-8829	〒252-5177 緑区西橋本5-3-21 (緑区合同庁舎3・4階)
	城山地域	緑子育て支援センター 母子保健班 城山担当	電	話	(042) 783-8060	〒252-5192 緑区久保沢1-3-1 (城山総合事務所第1別館1階)
	津久井地域	緑子育で支援センター 津久井母子保健班	電	話	(042) 780-1420	〒252-5172 緑区中野613-2 (津久井保健センター1階)
	相模湖地域	緑子育で支援センター 津久井母子保健班 相模湖担当	電	話	(042) 684–3737	〒252-5162 緑区与瀬896 (相模湖総合事務所2階)
	藤野地域	緑子育で支援センター 津久井母子保健班 藤野担当	電	話	(042) 687–5515	〒252-5152 緑区小渕2000 (藤野総合事務所2階)
中央区		中央子育で支援センター 子育でサービス班 母子保健班	電電	話話	(042) 769–9267 (042) 769–8222	〒252-5277 中央区富士見6-1-1 (ウェルネスさがみはらA館1階)
南区		南子育て支援センター 子育てサービス班 母子保健班	電電	話話	(042) 701-7723 (042) 701-7710	〒252-0303 南区相模大野6-22-1 (南保健福祉センター3階)

≪ (3) 自立支援医療 (精神通院医療) ≫

てんかん、統合失調症、うつ病など、通院による医療について、自己負担を公費により 負担します。

※所得などによって自己負担の上限月額が設定されます。入院医療費は該当しません。

〇助成の対象

精神疾患があり、通院治療を受ける必要があるお子さん



〇自立支援医療(精神通院医療)に関する相談・申請窓口

高齢・障害者相談課、保健福祉課

11ページの相談窓口にお問い合わせください。

《(4)小児慢性特定疾病医療 ≫

小児慢性特定疾病にかかっているお子さんが、適切な医療を受けながら、健全に成育していけるように、その治療費用(医療保険の自己負担分)の一部を市で助成します。

※保護者等の所得により自己負担があります。

〇助成の対象

次の1から3を満たすお子さんが対象です。

- 1.18 歳未満で、申請者(保護者)が相模原市内に住んでいること。 (継続の場合は 20 歳未満まで延長可能。)
- 2. 小児慢性特定疾病指定医療機関で治療を受けていること。 (ここでいう医療機関とは、病院・診療所、薬局、訪問看護ステーションを指し、医療機関の 指定は、医療機関の所在地を管轄するそれぞれの自治体で行っています。)
- 3. 個々の疾病の病名と程度が、疾病ごとに定められた基準に該当することについて指定医の診断を受けていること。

(指定医の指定は、小児慢性特定疾病医療意見書を作成する医師の勤務先医療機関の所在地を 管轄する自治体で行っています。)

○疾患群・対象疾病について

- ※小児慢性特定疾病とは次の全ての要件を満たし、厚生労働大臣が定める疾病を言い、16 疾患群 762 疾病が対象となっています。(令和元年7月現在)
- 1. 慢性に経過する疾病であること
- 2. 生命を長期に脅かす疾病であること
- 3. 症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること
- 4. 長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること

〇疾患群

- 1. 悪性新生物 2. 慢性腎疾患 3. 慢性呼吸器疾患 4. 慢性心疾患 5. 内分泌疾患
- 6. 膠原病 7. 糖尿病 8. 先天性代謝異常 9. 血液疾患 10. 免疫疾患 11. 神経・筋疾患
- 12. 慢性消化器疾患 13. 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 14. 皮膚疾患
- 15. 骨系統疾患 16. 脈管系疾患
- ※ 対象疾病の認定基準などは小児慢性特定疾病情報センターのホームページをご覧ください。

〇小児慢性特定疾病医療に関する相談・申請窓口

(1) 制度に関する相談窓口

名称	電話・FAX	所在地
こども家庭課	電話 (042)769-8345	〒252-5277 中央区中央2-11-15
保健事業班	FAX (042)759-4395	(市役所本館4階)

(2) 申請窓口

子育て支援センター

39ページの窓口にお問い合わせください。

≪(5)指定難病医療 ≫

指定難病に、り患**している方で、特定医療費の支給認定を受けた方は、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき指定を受けた医療機関から指定難病に係る医療を受けたとき、その医療費の一部を助成します。

○助成の対象

次の(ア)~(エ)をすべて満たす方が対象となります。

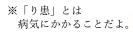
(ア) 相模原市に居住している患者。

(18歳未満の場合は、保護者が相模原市に居住している患者)

- (イ) 国民健康保険や健康保険組合など、健康保険に加入している方または生活保護受給者。
- (ウ) 指定難病のいずれかに、り患**していること。
- (エ)次のaまたはbのいずれかの要件を満たしていること。
 - a 指定難病に係る病状が厚生労働大臣の定める程度であること。
 - b aに該当しないが、指定難病とそれに付随する傷病に関する医療費総額(10 割)について、33,330円を超える月が、申請を行った日の属する月以前の12か月以内(発症月以降に限る)に既に3か月以上あること。

○指定難病について

厚生労働大臣が指定するもので、令和3年3月現在、333疾病が対象となっています。対象疾病名は、公益財団法人難病医学研究財団の「難病情報センター」のホームページ(https://www.nanbyou.or.jp/)をご覧ください。



〇指定難病医療に関する相談・申請窓口

(1) 制度に関する相談窓口・郵送申請の窓口

名称	電話・FAX	所在地
疾病対策課難病対策班	電話 (042)769-8324 FAX (042)750-3066	〒252-5277 中央区富士見6-1-1 (ウェルネスさがみはらB館4階)

※郵送申請の送付先:〒252-5277 中央区中央 2-11-15 疾病対策課難病対策班あて

(2) 申請・相談窓口

お住	いの地域	名称	電話・FAX		所在地
緑区		緑保健センター	電 話 FAX	(042) 775–8816 (042) 775–1751	〒252-5177 緑区西橋本5-3-21 (緑区合同庁舎4階)
	津久井地区 相模湖地区 藤野地区	緑保健センター 津久井担当	電 話 FAX	(042) 780-1414 (042) 784-1222	〒252-5172 緑区中野613-2 (津久井保健センター1階)
中央区		中央保健センター	電 話 FAX	(042) 769-8233 (042) 750-3066	〒252-5277 中央区富士見6-1-1 (ウェルネスさがみはらA館4階)
南区		南保健センター	電 話 FAX	(042) 701-7708 (042) 701-7716	〒252-0303 南区相模大野6-22-1 (南保健福祉センター3階)

≪(6)ひとり親家庭等医療費の助成 ≫

母子家庭、父子家庭、父または母に重度の障害がある家庭、父母がいない家庭などの 医療費の自己負担分を助成します。ただし、保険診療以外の医療費や入院時食事代など は助成の対象となりません。

※養育者生計を同じくする扶養義務者等の所得により、所得制限があります。

○助成の対象

健康保険に加入し、次のいずれかに該当するお子さん(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者(中程度以上の障害を有する場合、または高等学校等に在学中の場合は20歳未満まで。))とその児童を監護する母、父または当該父母以外の者で当該児童を養育する養育者

- 1. 父または母が死亡した児童
- 2. 父母が婚姻を解消した児童
- 3. 父または母が重度の障害の状態にある児童
- 4. 父または母の生死が明らかでない児童
- 5. 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- 6. 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 7. 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- 8. 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- 9. 父・母ともに不明である児童(孤児など)
- (注) 市の重度障害者医療費助成制度の該当するお子さん、生活保護受給者は対象となりません。

〇ひとり親家庭等医療費の助成に関する相談・申請窓口

(1) 制度に関する相談窓口

名称	電話	所在地		
子育て給付課医療給付班	電 話 (042)704-8908 FAX (042)759-4395	〒252-5277 中央区中央2-11-15 (市役所本館4階)		

(2) 申請窓口

お住	いの地域等	名称		電話	所在地
緑区		緑子育て支援センター 子育てサービス班	電 話 FAX	(042) 775-8813 (042) 775-1750	〒252-5177 緑区西橋本5-3-21 (緑区合同庁舎3階)
	城山地区	緑子育で支援センター 子育でサービス班 城山担当	電 話 FAX	(042) 783-8060 (042) 783-1720	〒252-5192 緑区久保沢1-3-1 (城山総合事務所第1別館1階)
	津久井地区	緑子育で支援センター 子育でサービス班 津久井担当	電 話 FAX	(042) 780-1420 (042) 784-1222	〒252-5172 緑区中野613-2 (津久井保健センター1階)
	相模湖地区	緑子育で支援センター 子育でサービス班 相模湖担当	電 話 FAX	(042) 684-3737 (042) 684-3618	〒252-5162 緑区与瀬896 (相模湖総合事務所2階)
	藤野地区	緑子育で支援センター 子育でサービス班 藤野担当	電 話 FAX	(042) 687-5515 (042) 687-4347	〒252-5152 緑区小渕2000 (藤野総合事務所2階)
中央区	Σ	中央子育て支援センター 子育てサービス班	電 話 FAX	(042) 769-9267 (042) 755-4888	〒252-5277 中央区富士見6-1-1 (ウェルネスさがみはらA館1階)
南区		南子育で支援センター 子育でサービス班	電 話 FAX	(042) 701-7723 (042) 701-7716	〒252-0303 南区相模大野6-22-1 (南保健福祉センター3階)
緑区役所区民課		電 話 FAX	(042) 775–8803 (042) 770–7008	〒252-5177 緑区西橋本5-3-21 (緑区合同庁舎2階)	
中央区役所区民課		電 話 FAX	(042) 769-8227 (042) 769-7037	〒252-5277 中央区中央2-11-15 (市役所本館1階)	
南	阿区役所区民課		電 話 FAX	(042) 749-2131 (042) 749-2255	〒252-0377 南区相模大野5-31-1 (南区合同庁舎1階)

[※]まちづくりセンター(大沢・城山・津久井・相模湖・藤野・大野北・田名・上溝・大野中・麻溝・新磯・ 相模台・相武台・東林)及び各出張所

≪(7)高額療養費制度 ≫

医療機関や薬局の窓口で支払った一部負担金(差額ベッド代などの医療保険適用外のものや、入院時の食事代は含みません)が、1か月(月初~月末)で一定額(自己負担限度額)を超えたときに、その超えた金額を支給する制度です。

お一人の一回分の窓口負担では高額療養費の支給対象とならなくても複数の受診や同じ世帯にいる他の方(同じ医療保険に加入している方に限ります。)の受診について、窓口でそれぞれお支払いになった一部負担金を1か月(月初~月末)単位で合算することができます。

- ※70歳未満の方の受診については、医療機関ごと(院外処方による薬代を含む)に1か月21,000円以上の一部負担金のみ合算対象となります。
- ※同一の医療機関であっても、医科と歯科、入院と外来は別々に計算します。

〇高額療養費制度の相談・申請窓口

市国民健康保険加入の方は

名称	電話	所在地
国保年金課	国民健康保険コールセンター 電 話 (042)707-8111	〒252-5277 中央区中央2-11-15 (市役所本庁舎1階)
緑区役所区民課	電 話 (042)775-8803 FAX (042)770-7008	〒252-5177 緑区西橋本5-3-21 (緑区合同庁舎2階)
南区役所区民課	電 話 (042)749-2131 FAX (042)749-2255	〒252-0377 南区相模大野5-31-1 (南区合同庁舎1階)

上記のほか、まちづくりセンター(橋本、中央6地区まちづくりセンター、大野南を除く)及び各出張所。

※市国民健康保険以外に加入している方のお問い合わせ先は、加入している医療保険によって変わります。まずは、 お持ちの被保険者証で、保険者の名前をご確認下さい。



10 手当

- Q13. 障害のある子どもがいる世帯には児童手当の他にどのような手当てがあるの?
 - A13. 障害の程度等によって各種手当を支給する制度があります。

(1) 障害児福祉手当

20 歳未満で最重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅のお子さんに手当を支給します。

○支給の制限

次に該当するお子さんは支給されません。

- ・施設に入所している
- ・障害を支給事由とする公的年金等を受給している
- ・本人・配偶者・扶養義務者の前年の所得が一定額以上ある

○手当の額

月額14,880円(令和3年度手当額)

○障害児福祉手当に関する相談・申請窓口

高齢・障害者相談課、保健福祉課

11ページの相談窓口にお問い合わせください。

(2) 神奈川県在宅重度障害者等手当

毎年8月1日現在で継続して6か月以上県内に居住し、次の①から③のいずれかに該当するお子さんに支給されます。

- ① 次のいずれかに該当するお子さん
 - ア 身体障害者手帳1級または2級かつ療育手帳A1、A2またはB1に相当する判定(知能指数50以下)を受けている
 - イ 身体障害者手帳1級または2級かつ精神障害者保健福祉手帳1級
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳1級かつ療育手帳A1またはA2に相当する判定(知能指数35以下)を受けている
- ② 次のいずれにも該当するお子さん
 - ア 身体障害者手帳3級

- イ 療育手帳B1に相当する判定(知能指数50以下)を受けた
- ウ 精神障害者保健福祉手帳1級
- ③ 障害児福祉手当を支給されているお子さん

○支給の制限

次に該当するお子さんは支給されません(支給中の方も資格喪失・支給停止になります)。

- ・施設に3か月を超えて入所している
- · 医療機関に3か月を超えて入院している
- ・本人・配偶者・扶養義務者の前年の所得が一定額以上ある
- ○手当の額

年額60,000円

〇神奈川県在宅重度障害者等手当に関する相談・申請窓口

高齢・障害者相談課、保健福祉課

11ページの相談窓口にお問い合わせください。

(3) 相模原市重度障害者等福祉手当

本市に住所を有し、障害の程度が次の表に該当するお子さんに支給します。<u>ただし、障</u> 害児福祉手当の支給を受けているお子さん及び施設に入所等しているお子さんには支給 されません。

	障害の程度	手 当
	身体障害者手帳1級・2級の方	
 重度障害者	知能指数 35 以下の方	日苑5000m
里 皮	身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下の方	月額 5,000円
	精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方	
	身体障害者手帳3級の方	
	知能指数 40 以下の方	日姑2000m
中度障害者	身体障害者手帳4級かつ知能指数50以下の方	月額 3,000円
	精神障害者保健福祉手帳3級の方	

〇相模原市重度障害者等福祉手当に関する相談・申請窓口

高齢・障害者相談課、保健福祉課

11ページの相談窓口にお問い合わせください。

(4)特別児童扶養手当

精神、知的または身体障害(内部障害を含む)等が国で定める程度の状態にある 20 歳未満のお子さんを養育している方に手当を支給します。

提出された診断書などにより、総合的に判断します(該当にならない場合もあります)。 ※該当する場合、申請した翌月からが支給対象となります。

[対象となる障害児のおおむねの目安]

手帳障害	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視 覚						
聴覚						
平						
音声・言語・そしゃく						
上						
下 肢						
体幹						
内部						
手帳障害	A 1	A 2	B 1	B 2		
知 的 障 害						

※上記以外にも精神障害などで該当する場合があります。

○支給の制限

次に該当する方は支給されません。

- ① 障害児が児童福祉施設等に入所している場合
- ② 障害児が障害を事由とする公的年金を受けることができる場合
- ③ 受給資格者などに一定額以上の所得がある場合

〇手当の額(令和3年度月額)

重 度(1級) 月額 52,500円 中 度(2級) 月額 34,970円

〇特別児童扶養手当に関する相談・申請窓口

高齢・障害者相談課、保健福祉課

11ページの相談窓口にお問い合わせください。

(5) 児童扶養手当

次のいずれかに該当するお子さん(18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある方または20歳未満で中程度以上の障害の状態にある方)を監護*している母、監護*し生計を同じくする父または父母以外の方で当該児童を養育する方に手当を支給します。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡したり、生死不明にある児童
- ③ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ④ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑤ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑥ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑦ 父または母が精神または身体に重度の障害を有する児童
 - ○父又は母の障害の程度が次の表に該当する場合が対象です。

※「監護」とは 児童の生活について社会 通念上必要とされる監督・ 保護することだよ。



号	父又は母の障害の程度
1	両眼の視力の和が 0.04 以下のもの
2	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4	両上肢のすべての指を欠くもの
5	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
7	両下肢を足関節以上で欠くもの
8	体幹の機能にすわっていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を
	有するもの
9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を
	必要とする程度の障害を有するもの
10	│ 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を
	有するもの
11	傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわた
	る高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働
	大臣が定めるもの

〇支給制限

次に該当する場合は支給されません。

- ① お子さんが福祉施設等に入所している場合
- ② お子さんが父または母の受けている公的年金の加算の対象となっている場合、児童扶養手当額よりも障害基礎年金(1級)の子の加算額が上回る場合
- ③ 申請者やお子さんが公的年金を受けることができる場合で、手当月額よりも年金月額が上回る場合
- ④ 受給資格者などに一定額以上の所得がある場合

○手当の月額

対象児童が1人のとき 43,160円(所得額により、43,150円~10,180円) 対象児童が2人のとき 53,350円(所得額により、53,330円~15,280円) 対象児童3人目から対象児童が1人増えるごとに、所得額により、6,110~3,060円を加算

〇児童扶養手当に関する相談・申請窓口

(1) 制度に関する相談窓口

子育て給付課

名称	電話	所在地
子育て給付課手当給付班	電 話 (042)769-8232 FAX (042)759-4395	〒252-5277 中央区中央2-11-15 (市役所本館4階)

(2) 申請窓口

子育て支援センター

お住いの地域等		名称		電話	所在地
緑区		緑子育て支援センター 子育てサービス班	電 話 FAX	(042) 775-8813 (042) 775-1750	〒252-5177 緑区西橋本5-3-21 (緑区合同庁舎3階)
	城山地区	緑子育で支援センター 子育でサービス班 城山担当	電 話 FAX	(042) 783-8060 (042) 783-1720	〒252-5192 緑区久保沢1-3-1 (城山総合事務所第1別館1階)
	津久井地区	緑子育で支援センター 子育でサービス班 津久井担当	電 話 FAX	(042) 780-1420 (042) 784-1222	〒252-5172 緑区中野613-2 (津久井保健センター1階)
	相模湖地区	緑子育で支援センター 子育でサービス班 相模湖担当	電 話 FAX	(042) 684-3737 (042) 684-3618	〒252-5162 緑区与瀬896 (相模湖総合事務所2階)
	藤野地区	緑子育て支援センター 子育てサービス班 藤野担当	電 話 FAX	(042) 687-5515 (042) 687-4347	〒252-5152 緑区小渕2000 (藤野総合事務所2階)
中央区		中央子育て支援センター 子育てサービス班	電 話 FAX	(042) 769-9267 (042) 755-4888	〒252-5277 中央区富士見6-1-1 (ウェルネスさがみはらA館1階)
南区		南子育て支援センター 子育てサービス班	電 話 FAX	(042) 701-7723 (042) 701-7716	〒252-0303 南区相模大野6-22-1 (南保健福祉センター3階)

11 税金の控除

- Q14. 障害のある子どもがいる家庭について、税の優遇措置はあるの?
 - A14. 障害のあるお子さんがいるご家庭には所得税や自動車税等についての優遇措置があります。

(1) 所得税・市民税・県民税の障害者控除

扶養しているお子さんが、次の手帳の交付を受けている場合等に、所得税、市民税、県 民税の控除を受けることができます。

(ア)普通障害

- ○対象となる範囲
 - 1. 身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の発行を受けているお子さん
 - 2. 精神保健指定医などにより知的障害者と判定されたお子さん
- ○控除される金額
 - ·所得税 27万円
 - ・市民税・県民税 26万円
- (イ)特別障害(重度の障害のあるお子さん)
 - ○対象となる範囲
 - 1. 身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級または2級と記載されているお子さん
 - 2. 精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級と記載されているお子さん
 - 3. 重度の知的障害者と判定されたお子さん
 - ○控除される金額
 - ・所得税 40万円(同居の場合75万円)
 - ・市民税・県民税 30万円(同居の場合53万円)

〇所得税・市民税・県民税の障害者控除に関する相談窓口

種別	名称	電話	所在地
所得税	相模原税務署	(042) 756-8211	〒252-5211 中央区富士見6-4-14
市民税・県民税	市民税課	(042) 769-8221	〒252-5277 中央区中央2-11-15 (市役所第2別館1階)

[※]源泉徴収の場合は、お勤めの会社の給与担当課へご相談ください。

(2)自動車税・軽自動車税

身体に障害のあるお子さんのために通院や通学などの日常生活において使用する自動車について税の減免を受けることができます。また、福祉施設等に入所している障害者の方のためにもっぱら使用する場合や障害者施設入所者の一時帰宅のために使用する自動車の一部減免もあります。対象となる条件は次のとおりです。詳しくは、相談窓口にお問い合わせください。

- ※減免となる自動車税・軽自動車税とは
 - ①自動車税·軽自動車税·環境性能割:新たに取得した自動車(自動車を登録した日から1月を経過する日までに申請が必要です。)
 - ②自動車税・軽自動車税種別割:既に所有している自動車(納税通知書に記載された納期限までに申請が必要です。)

≪減免の対象となる障害の範囲≫

手帳の種類	障害の区分		障害の等級等	
	視覚		1級~3級、4級の1	
	聴覚		2級、3級	
	平衡機能		3級、5級	
	音声機能又は言語機	能	3級	
	上肢		1級、2級	
	下肢		1級~7級	
	体幹		1級~3級、5級	
	乳幼児期以前の	上肢機能	1級、2級	
身体障害者手帳	非進行性脳病変		(上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)	
	による運動機能	移動機能	1級~7級	
	心臓機能			
	じん臓機能			
	呼吸器機能		1級、3級、4級	
	ぼうこう又は直腸の機能			
	小腸の機能			
	ヒト免疫不全ウイル	スによる免疫機能	- 1級~4級	
	肝臓機能			
療育手帳	療育手帳		A 1 · A 2	
精神障害者保健福祉	手帳	1 級		

≪減免の対象となる自動車≫

- 1 通院や通学などの日常生活において、使用する自動車
- 2 福祉施設等に入所している障害者の方のためにもっぱら使用する自動車
- 3 障害福祉施設入所者の一時帰宅のために使用する自動車

〇自動車税・軽自動車税に関する相談窓口

名称		電話・FAX	所在地
自動車税・軽自動車税環境性	生能割及	び自動車税種別割の減免は	、こちらが窓口となります
自動車税管理事務所	電 話 FAX	(045)716-2111 (代表) (045)716-3199	〒232-8602 横浜市南区弘明寺町31
自動車税管理事務所 相模駐在事務所	電 話 FAX	(046)285-0198 (代表) (046)286-1719	〒243-0303 愛甲郡愛川町中津4075
自動車税コールセンター	電 話	(045) 973–7110	(お問い合わせのみ受付)
相模原県税事務所	電 話 FAX	(042)745-1111 (代表) (042)745-8032	〒252-0381 南区相模大野6-3-1 (高相合同庁舎内)
相模原県税事務所 津久井支所	電 話 FAX	(042)784-1111 (代表) (042)784-8590	〒252-0157 緑区中野937-2 (津久井合同庁舎内)
軽自動車の種別割の減免は	こちらか	が窓口になります。	
市民税課	電 話 FAX	(042) 769–8297 (042) 769–7038	〒252-5277 中央区中央2-11-15 (市役所第2別館1階)

(3) 相続税の障害者控除

相続または遺贈により財産を取得したお子さんが被相続人の法定相続人等である場合に障害者控除を受けることができます。対象となる条件は次のとおりです。詳しくは、相談窓口にお問い合わせください。

○控除の対象者

- 1 精神保健指定医等の判定により知的障害者と判定されたお子さん
- 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているお子さん
- 3 身体障害者手帳の交付を受けているお子さん

〇相続税の障害者控除に関する相談窓口

名称	電話	所在地
相模原税務署	(042) 756-8211	〒252-5211 中央区富士見6-4-14

12 その他の障害福祉サービス等

ここでは、(1)から(11)までに掲載した障害福祉サービス等以外の主なサービスを掲載しています。それ以外のサービス等については、「障害のある方のための福祉のしおり」※をご参照ください。

(再掲)〇「障害のある方のための福祉のしおり」とは

障害のある人のための各種サービスや制度の内容を簡単に紹介するために毎年作成しているものです。 冊子版については、新たに手帳を取得された人や、障害のある人及びそのご家族を対象に、無償で配布しております。

- ・配布場所 高齢・障害者相談課及び保健福祉課(11ページ参照)で配布しています。
- ・市ホームページからダウンロードすることもできます。

アドレス https://www.citv.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/fukushi/shogai/1006424.html

(1)緊急通報サービス

ご自宅で生活されている時の急病など、緊急時に対応するため、ペンダント方式の押しボタンで自動的に 119 番通報することができる装置をレンタルします。事前にかかりつけ医や家族などの連絡先等の情報を登録しておくことで、通報があった場合、すみやかに適切な対応ができるようにします。

〇対象者

常時注意が必要な重度身体障害児者がいる世帯

- ※装置は、ご自宅に設置します。装置のレンタル料は自己負担となります。 装置の設置費用は、初回のみ無料です。(工事内容によっては自己負担が 生じる場合があります。)
- ※電話の回線等により取り付けができない場合があります。

○詳しくは、11ページの相談窓口までお問い合わせください。



福祉のしおり

(2) タクシー運賃の割引

タクシーの運賃が10%割引になります。

- ○利用できる方
 - 身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方
- ※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、一部のタクシー会社では割引を受けられます。 乗務員に手帳を提示してください。

(3) 福祉タクシー利用助成・自動車燃料費助成

次の対象者に、「福祉タクシー利用券」か「自動車燃料給油券(家族運転)」のいずれかの助成を行います。(対象者は、どちらか一方を選択します。)

対象者	内容	申請に必要なもの	申請(交付)窓口
身体障害者	身体障害者手帳1級・2級のお子さん	身体障害者手帳	
	療育手帳A1・A2のお子さん	療育手帳	
知的障害者	知能指数 35 以下と判定されたお子 さん	判定書	
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳1級・2級 のお子さん	精神障害者保健福祉 手帳	 11 ページの相談窓口
小児慢性特定疾病 り患者	小児慢性特定疾病医療受給者証の 交付を受けているお子さんのうち、 改正前(平成27年1月1日改正)の 児童福祉法による小児慢性特定疾 患に対応する疾病にかかっている お子さん	小児慢性特定疾病医 療受給者証	
特定医療費(指定難病)医療受給者 証の交付を受けているお子さんの うち、難病法施行前の特定疾患に対 応する指定難病にかかっているお 子さん 神奈川県特定疾患医療受給者証又 は特定疾患認定通知書の交付を受 けているお子さん		特定医療費(指定難 病)医療受給者証、 神奈川県特定疾患医 療受給者証又は 特定疾患認定通知書	緑保健センター 中央保健センター 南保健センター 城山保健福祉課 津久井保健福祉課 相模湖保健福祉課 (所在地、電話番号は次 ページ参照)

〇助成内容について(どちらか一方を選択してください。)

種別	助成内容		
福祉タクシー利用助成	利用券(500円)×6枚/月を申請月から3月分まで交付します。		
自動車燃料費助成	給油券(1,000円)×1枚/月を申請月から3月分まで交付します。		

○指定難病等り患者の方の申請(交付)窓口

お住	いの地域	名称	電話・FAX	所在地
緑区		緑保健センター	電話 (042)775-8816 FAX (042)775-1751	〒252-5177 緑区西橋本5-3-21 (緑区合同庁舎4階)
	城山地区	城山保健福祉課	福祉相談班 電 話 (042)783-8136 FAX (042)783-1720	〒252-5192 緑区久保沢1-3-1 (城山総合事務所第1別館1階)
	津久井地区	津久井保健福祉課	福祉相談班 電 話 (042)780-1412 FAX (042)784-1222	〒252-5172 緑区中野613-2 (津久井保健センター1階)
	相模湖地区	相模湖保健福 祉 課	福祉相談班 電 話 (042)684-3216 FAX (042)684-3618	〒252-5162 緑区与瀬896 (相模湖総合事務所2階)
	藤野地区	藤野保健福祉課	福祉相談班 電 話 (042)687-5511 FAX (042)687-4347	〒252-5152 緑区小渕2000 (藤野総合事務所2階)
中央区		中央保健センター	電話 (042)769-8233 FAX (042)750-3066	〒252-5277 中央区富士見6-1-1 (ウェルネスさがみはらA館4階)
南区		南保健センター	電話 (042)701-7708 FAX (042)701-7716	〒252-0303 南区相模大野6-22-1 (南保健福祉センター3階)



(4) 駐車禁止除外指定車の指定

対象のお子さんが現に利用中の車両で、「駐車禁止除外指定車(歩行困難者使用中)」の標章を掲出している場合には、次の場所で駐車できます。駐車禁止除外指定標章は、対象のお子さんに対して交付されます。

- ① 道路標識または道路標示で駐車が禁止されている場所
- ② パーキング・メーター、パーキング・チケット設置区間(枠内に限ります。)

【注意事項】

「駐車禁止除外指定車」の標章を掲出しても、次の場合は除外されません。

- ア 駐停車禁止場所の駐車(道路交通法第44条第1項及び第75条の8)
- イ 法定駐車禁止場所の駐車(道路交通法第45条第1項各号及び第2項)
- ウ 停車または駐車の方法に従わない駐車(道路交通法第47条第2項~第3項)
- エ 車庫代わり駐車及び長時間駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第 11 条第 1 項及び 第 2 項)

※詳しくは、神奈川県警察のホームページ(http://www.police.pref.kanagawa.jp)に図入りで掲載されていますのでご覧ください。

〇対象者

No	0.	対 象
1		身体障害者手帳の交付を受けているお子さんで次に該当する場合
ア		視覚障害1級から3級までの各級及び4級の1
	イ	聴覚障害2級及び3級
	ウ	平衡機能障害3級
	I	上肢不自由1級、2級の1及び2級の2
		(上肢障害は両上肢2級以上、片上肢2級は対象となりません。)
	オ	下肢不自由 1 級から 4 級までの各級
	カ	体幹不自由1級から3級までの各級
		運動機能障害
	+	・上肢機能1級及び2級
		・移動機能1級及び2級
	ク	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障害1級及び3級
	ケ	免疫機能障害1級から3級までの各級
コ		肝臓機能障害1級から3級までの各級
2		療育手帳A1・A2の交付を受けているお子さん
3		精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けているお子さん
4		色素性乾皮症患者と認定されたお子さん

○駐車禁止除外指定車の指定に関する相談窓口

名称	電話・FAX	所在地	窓口・対応時間
相模原警察署	電 話·FAX (042)754-0110	〒252-0236 中央区富士見1-1-1	住所地を所管する警察署交通課と
相模原南警察署	電 話·FAX (042)749-0110	〒252-0344 南区古淵6-29-2	なります。 平日の午前8時30分から正午まで、
相模原北警察署	電 話·FAX (042)700-0110	〒252-0131 緑区西橋本5-4-25	午後1時から午後5時15分まで ※土・日曜日、祝日及び年末年始 の休日は、事務を取り扱っており
津久井警察署	電 話·FAX (042)780-0110	〒252-0157 緑区中野308	ません。

(5) 有料道路通行料金の割引

事前の手続きにより割引登録した場合、有料道路通行料金が最大 50%割引になります。

○対象となる自動車について

ご家族等が運転し、身体障害者手帳または療育手帳の交付(第1種のみ)を受けているお子さんが 同乗する場合

○対象となる自動車の所有者について

障害のあるお子さんを継続して日常的に介護している方

※割賦購入または長期リースにより自動車を利用している場合であって、自動車検査証等の「使用者の氏名または名称」欄に上記に該当する方の氏名が記載されている場合は該当します。

○詳しくは、11ページの相談窓口にお問い合わせください。

(6) 市営自動車駐車場 駐車料金の優遇

駐車料基本料金のうち、最初の2時間分が無料となります。

○対象となる自動車

市内在住で次の障害のあるお子さんが乗車している自動車

No.	対象
1	身体障害者手帳1級・2級のお子さん
2	知的障害で障害の程度が最重度(A1)・重度(A2)のお子さん
3	知的障害で障害の程度が中度(B1)、かつ身体障害者手帳3級のお子さん
4	精神障害者保健福祉手帳1級のお子さん

〇利用方法

駐車場からの出場時に、精算機の呼び出しボタン等で係員を呼び出し、あらかじめ対象である旨の 表示がされた障害者手帳等を係員に提示してください。

- ※午前6時から午後12時の間に出場する場合に限ります。深夜の出場は優遇の適用外となりますの でご注意ください。
- ※障害のあるお子さんが同乗しない状態で駐車場から出場する場合は、お子さんが同乗している入 場時に発券機の呼び出しボタン等で係員を呼び出して障害者手帳等を係員に提示してください。

優遇 相類所営 自動車駐車 🕽 (表示)

(参考) 市営自転車駐車場駐車料の割引

定期利用に係る駐車料の50%が割引されます。

○利用できるお子さん

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちのお子さん

〇利用方法

定期利用の申込時に、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示してください。

〇窓口

各市営自転車駐車場

○詳しくは、11ページの相談窓口にお問い合わせください。

(7) 災害時の備え

災害は、いつ起こるか分かりません。災害時に長時間の停電や断水などライフラインが寸 断されることも想定されます。日頃から非常持出品を準備しておきましょう。

〇非常持ち出し品チェックリスト

項目	品名	チェック
貴重品	現金(公衆電話用に 10 円硬貨もあると良い)、印鑑、預金通帳、免許証・保険証・各種カード	
非常食品	非常食(乾パン、缶詰等)、お子さんのおやつ ※ローリングストックの実践 日常生活で使用する水や食料を多めに備蓄しておき、消費したら補充するという「ローリングストック」が有効です。	
応急医療品	ガーゼ・包帯・ばんそうこう、傷薬・消毒薬、目薬、風邪薬・胃腸薬・解熱剤、その他の常備薬(処方薬) ※大規模災害に備え、日常的に処方薬(注射薬等を含む。)を必要としている方は、手持ちの処方薬を切らさないよう、一週間分程度のゆとりを持って定期的な受診を心掛けましょう。	
衣類等	下着類・替えの上着、洗面用具・タオル、手袋・雨具、運動靴・スリッ パ・ヘルメット	
小物道具	懐中電灯と電池、携帯電話(充電器含む)、携帯ラジオ、簡易食器セット、ティッシュペーパー、ロープ、缶切り・ナイフ、シーツ・生理用品・携帯トイレ、筆記用具・古新聞	

≪医療的ケアが必要なお子さん≫

吸引用具一式	吸引カテーテル、吸い上げ用水、アルコール綿、エタノールなどの消毒 液、手動式吸引器など	
経管栄養用具一式	イルリガートル、栄養剤、シリンジ、洗浄剤、投与チューブなど	
酸素ボンベ		
自家発電機	ガソリンを用いるものと卓上コンロ用のカセットボンベを用いるもの があります。	

○「さがみはら防災ガイドブック」

日ごろから防災に関する準備や知識を深めていただき、いざ発生した際に適切な行動をとることで、災害から身を守ることを目的として作成しています。家族内での会議、地域での取組等、防災について考えるきっかけとしてご利用ください。

市ホームページからダウンロードできます。

https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/bousai/1008638/1008640.html

13 障害福祉サービス等事業所

ここに掲載している事業所は、医療的ケアが必要なお子さんや重症心身障害児のお子さんたちを受け入れたり、支援している事業所の一部(掲載にご協力いただいた事業所)です。市内の全ての事業所をお知りになりたい場合は、次の相模原市ホームページ等をご覧ください。

なお、☆印以降の事業者からのコメントは、令和3年2月末現在のため、記載事項が変 更している場合がありますのでご注意ください。

〇市内の全事業所を調べるには

- ・相模原市ホームページアドレス「市内の指定障害福祉サービス等事業所について」 https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/fukushi/shogai/shisetsu/index.html
- ・障害福祉情報サービスかながわアドレス https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/

次の一覧表に掲載している事業所について も、お子さんの状況や現在の受け入れ人数等 によって、利用できない場合があるよ。

詳しくは直接事業所へ相談してみてね!



≪表の見方≫

サービス提供が可能な障害児(者)欄

「医療的ケア児(重心認定なし)」: 医療的ケアが必要なお子さん

「重心児(医療的ケアなし)」
:重症心身障害児の認定を受けているが医療的ケアが必

要でないお子さん

「医療的ケアが必要な重心児」・:医療的ケアが必要で、かつ、重症心身障害児の認定を

受けているお子さん

「○」は、受入・支援可能を表し、「一」は、受入・支援を行っていないことを表す。

「☆」は、事業所からのコメントであり、原文のまま掲載しています。

事業所一覧表

居宅介護

自宅において、入浴等の介護等を行います。

			サービス摂	供が可能な	障害児・者
名称	住所	電話	医療的ケア 児(重心認定 なし)	重心児(医療 的ケアなし)	医療的ケア が必要な 重心児
ヘルパーステーション ユニコ	中央区横山 3-6-7 1F	(042)713-1156	0	0	0

[☆]主に重心児や肢体不自由の方、医療的ケアが必要な方へサービス提供を行っており、介護職員等による喀痰吸引・経管栄養研修(第3号研修)を修了したホームヘルパーが多数在籍しています。 同一法人でキッズステーションユニコ(児発・放デイ)を運営しています。

短期入所(ショートステイ)

居宅で介護する人が病気の場合などにより施設等への短期間の入所を必要とする方に、施設で、入 浴、排せつ、食事の介護等の支援を行います。

			サービス提	供が可能な	障害児・者
名称	住所	電話	医療的ケア 児·者(重心認 定なし)	重心児・者 (医療的ケ アなし)	医療的ケアが 必要な重心 児・者
北里大学病院 小児在宅支援部門 あすぱら	南区北里 1-15-1	_	0	0	0
☆詳細は、15 ページを参照ください。					
ワゲン療育病院長竹	緑区長竹 494-1	(042)784-7227		0	0
☆御利用にあたっては年	齢や医療的ケアの内容	をお伺い致しますの	でお電話にてご	補談下さい。	
相模原療育園	南区若松 1-21-9	(042)749-6316	_	0	0
☆5歳以上からご利用できます。(18歳以上の方もご利用できます。)人工呼吸器の方は、要相談となります。					
ポプリの里	中央区上溝 1671- 26	(042)757-1006	_	0	_
☆18 歳以上の方を対象にしています。ご本人の状況と施設の体制などを総合的に考えて、受け入れの決定を行います。また、状況に応じて面談などを行い、今後の利用頻度なども話し合います。看護師は常駐していません。					

障害者(児)一時ケア (宿泊を伴わないもの)

障害児者の保護者や家族等の社会参加や休養等のために、一時的に介護します。 利用される場合は、次の一覧表にある申込先に直接お問い合わせください。

名称・住所・対象者	申し込み先	利用できる日時
 ふれあいデイホーム 南区相模大野 6-22-1 (南保健福祉センター1 階) ○対象者 ・相模原市内にお住まいの障害のある方(年齢制限はありません) ・対応できる医療的ケアは限られているため、まずは、ご相談ください。 	(福) 相模原市 社会福祉協議会 南区事務所 電 話 (042) 765-2186	月〜金曜日 午前10時〜午後5時 土曜日、夏休み等 午前9時〜午後4時 (日曜祝日、1月1日〜3日、12 月29日〜31日、南保健福祉セン ター休館日を除く)
障害者支援センター松が丘園 中央区松が丘 1-23-1 〇対象者 ・相模原市在住の障害児者(学齢期以上) ・利用には事前登録が必要となります。 ・医療的ケアが必要な方の利用には、医療的ケア委員会での審査等が必要となります。	障害者支援センター 松が丘園 電 話 (042)758-7835 FAX (042)758-7070	毎日 午前8時30分~午後10時 (1月1日~3日、12月29日~31 日、松が丘園の休館日を除く) ※医療的ケアの必要な方は午後 8時まで ※利用回数、利用予約受付期間 等の詳細については、お問い 合わせください。

児童発達支援・放課後等デイサービス

- ・児童発達支援:障害のある児童が通所し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活の適応 訓練、その他必要な支援を行います。
- ・放課後等デイサービス: 就学している障害のある児童が、授業の終了後または休業日に通所し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行います。

			サービス	、提供が可能を	な障害児
名称	住所	電話	医療的ケア 児(重心認定 なし)	重心児 (医療的ケアなし)	医療的ケア が必要な重 心児
キッズステーション ユニコ	中央区相模原 6-25- 4 がランメール・オクウラ 1 階 D 号室	(042)768-7400	_	0	0

☆児発・放デイ共に随時見学を受け付けています。利用予約や連絡帳は専用ソフトを使用し、ネットで保護者様と情報共有・伝達をしております。また、お子様のご利用時の様子を毎回写真付きでスマホやパソコンから見ることができます。

			サービス	く 提供が可能	な障害児
名称	住所	電話	医療的ケア 児(重心認定 なし)	重心児 (医療的ケアなし)	医療的ケア が必要な重 心児
クローバーハウス 相模原店(放ディのみ)	中央区相模原 8-8- 17 Bequeath 1F	(042)711-7545	0	0	0
	予定の放課後等デイサー ぶて支援員、医療職員 場所、素敵な時間になる	スタッフによる必要			
すり―ぴ―す	中央区緑が丘 2-20- 10 ヒハ・リーヒルス・1 階	(042)704-6536	0	0	0
 ☆特に受け入れ条件はあ	りません。預かりではなく	〈親子で一緒に活動	をする事業所で	です。	
サポートルーム ぼっちぼっち	中央区鹿沼台 1-7-7 トラスト・テック相模原ビル 4F	(042)768-7490		0	0
☆児童発達支援の児童導 に対応しています。	募集中です。放課後等元	デイサービスは、ほぼ	定員いっぱい ⁻	ですが、ニーズ	に応じて柔軟
ちつくたつく(児発のみ)	中央区矢部 2-7-37 熊坂店舗 101	(042)851-4182		0	0
☆児童発達支援の児童募	募集中です。				
児童ディ相模原	南区大野台 4-13-7 h.s マンション II 102	(042)786-0136		0	
☆特に受け入れ条件はご 児童発達支援も同時募		を旅と相談しながら寄	り添ったサーヒ	ごスを提供してい	います。
すり一ぴーす南風	南区相模大野 7-17- 13 ラ・グ・ラシュ-ス・相模 大野 1 階	(042)701-0918	0	0	0
 ☆特に受け入れ条件はありません。預かりではなく親子で一緒に活動をする事業所です。 					
たいにい・ぼっくす	南区相模大野 9-6- 18	(042)745-0646	0	Ο	—
☆地域にお住いの方を対 限定しています。看護的 を行っております。現在	師配置はありません。 重				
たいにい・ぼっくす あさひ	南区旭町 13-13	(042)705-9995	0	0	_
☆地域にお住いの方を対 限定しています。看護館	・ 象にご家族とご相談の ₋ 師配置はありません。重				

62

を行っております。現在定員状態です。

11		
	-	•

			サービス提供が可能な障害児		
名称	住所	電話	医療的ケア 児(重心認定 なし)	重心児(医療的ケアなし)	医療的ケア が必要な重 心児
ぴっころもんど さがみはら	南区大野台 3-25- 19 エンプレス 102	(042)860-7256	0	0	0

☆全国的にも珍しい地域密着型デイ多機能型で、医療的ケア児をど真ん中に児童発達支援から放課後等デイ →生活介護、更に介護保険まで生涯継続して使うことができます。「小児・障害児専門訪問看護たんぽぽ」を 併設しており、在宅療養サポートをご家族含めて行っております。お出かけイベントなども他機関と連携して行 っています。

メルアンジュール	南区鵜野森1-30-5 鵜野森店舗 A	(042)705-9308	0	0	0
----------	------------------------	---------------	---	---	---

[☆]令和3年2月24日現在、曜日固定でのレギュラー枠は定員いっぱいとなっておりますが、キャンセル枠でのご 利用などできる限り調整できたらと考えています。

医療型児童発達支援

就学前の身体機能に障害のある児童や運動機能に遅れのある児童が通園し、療育活動と機能訓練を 行い、基本的生活習慣や社会性の向上を促す支援を行っています。

			サービス提供が可能な障害児		
名称	住所	電話	医療的ケア 児(重心認定 なし)	重心児(医療的ケアなし)	医療的ケア が必要な重 心児
医療型児童 発達支援センター (ひだまり)	中央区陽光台3-19-2	(042)756-8419	0	0	0

[☆]①当センターの利用に際しては、まず、各区の子育て支援センター療育相談班に相談して進めていきます。お 子さんの状態や医療的ケアの必要性など、初期療育を通して総合的な判断をした上での利用となっておりま す。②お子さんの年齢や状態等により、クラスや療育参加の方法が異なります。

居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により、外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して児童発達支援を行います。

			サービス提供が可能な障害児			
名 称	住所	電話	医療的ケア 児(重心認定 なし)	重心児(医療的ケアなし)	医療的ケア が必要な重 心児	
マジカルシューズ	南区相模台 1-7-4	(042)705-4798	0	0	0	

[☆]サービス提供に関しては、時間帯などは応相談です。ご自宅に訪問して療育を行います。基本的に受け入れ 児童に制限はありません。(医療的ケアは行いません)

保育所等訪問支援

保育所等を利用している、または利用予定の障害がある児童が、訪問により、保育所等における集団生活の適応ための専門的な支援を提供し、保育所の安定した利用を促進します。

			サービス提供が可能な障害児		
名称	住所	電話	医療的ケア 児(重心認定 なし)	重心児(医療的ケアなし)	医療的ケア が必要な重 心児
すり―ぴ―す	中央区緑が丘 2-20- 10 ヒバリーヒルズ1 階	(042)704-6536	0	0	0

[☆]特に受け入れ条件はありません。保育園や学校へ訪問し、環境調整や支援の方向性を先生たちと一緒に共 有します。

医療型障害児入所施設

重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複し常時医学的管理のもとに療育する必要のある障害児が入所して、必要な治療や生活指導を受けるための施設です。

		サービス提供が可能な関			章害児・者	
名 称	住所	電話	医療的ケア 児・者(重心 認定なし)	重心児・者 (医療的ケ アなし)	医療的ケア が必要な重 心児・者	
ワゲン療育病院長竹	緑区長竹 494-1	(042)784-7227		0	0	
☆御利用にあたっては年齢や医療ケアの内容をお伺い致しますのでお電話にてご相談下さい。						
相模原療育園	南区若松 1-21-9	(042)749-6316	_	0	0	
☆現在、18 歳以上の方(療養介護の対象者)を優先して受け入れているため、18 歳未満の方の受け入れは行っておりません。また、人工呼吸器の方は現在受入れておりません。						

(参考)生活介護 ※18歳からご利用ができます。

施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他必要な援助を要する方に、日常生活上の支援及び創作的活動の機会の提供を行います。

名 称	住所	電話	サービス 医療的ケア 者(重心認定 なし)	く提供が可能を 重心者 (医療 的ケアなし)	な障害者 医療的ケア が必要な重 心者
ロシナンテ	緑区大島 1647-1	(042)760-0002		0	

[☆]利用をご希望された際は可能な限りご希望に応えられるよう、それぞれに合った環境設定に努めております。 また、大きな声や音に驚愕し筋緊張になる方や頻回に発生するてんかん発作などに対応した支援に努めています。

			サービス提供が可能な障害者			
名 称	住所	電話	医療的ケア 者(重心認定 なし)	重心者(医療的ケアなし)	医療的ケア が必要な重 心者	
市立上九沢身体障害者デイサービスセンター	緑区上九沢 4H棟 1階	(042)762-8508	0	0	0	
☆身体障害者手帳をお持 受け入れについては、勇)方が対象となります	- 0			
障害者支援センター 多機能型事業所	中央区松が丘 1-23- 1	(042)758-2121	_	0	0	
☆医療的ケア等があり、他	也事業所にて受け入れた	ヾ難しい方を優先して	で受け入れを行	っています。		
ちつくたつく	中央区矢部 2-7-37 熊坂店舗 101	(042)851-4182		0	0	
☆児童発達支援の児童募	募集中です。					
パステルパレット	中央区陽光台 7-10- 14	(042)777-7327	0	0	0	
※送迎車中での医療的ケア(喀痰吸引・その他)が必要な場合、看護師が添乗します。ご利用曜日についてはご相談の上決定させて頂きます。※常時、柔道整復師を配置しています。機能訓練やフィットネスなど身体を動かすプログラムを提案しています。						
相模原療育園	南区若松 1-21-9	(042)749-6316		0	0	
☆現在、人工呼吸器の方	「は、要相談となります。 T					
ぴっころもんど さがみはら	南区大野台 3-25- 19 エンプレス 102	(042)768-7173	0	0	0	
☆全国的にも珍しい地域密着型デイ多機能型で、医療的ケア児をど真ん中に児童発達支援から放課後等デイ →生活介護、更に介護保険まで生涯継続して使うことができます。「小児・障害児専門訪問看護たんぽぽ」を 併設しており、在宅療養サポートをご家族含めて行っております。お出かけイベントなども他機関と連携して行っています。						
ふる一る	南区麻溝台 699-1	(042)711-8377	0	0	0	
☆身体障害者手帳及び療育手帳をお持ちの方で、18 歳以上の方が対象となります。受け入れについては、要相談となります。令和3年2月末現在、定員がいっぱいとなっておりますが、見学・実習につきましては随時受け入れております。						
未来わかまつ	南区若松 1-1-42	(042)705-8241	0	0	0	
☆医療的ケア、重症心身障害者の状態により判断(経鼻・胃ろうのみ可能)し、サービスの提供を行っています。 入浴サービスは行っていません。 令和3年2月末現在、定員がいっぱいですが見学等は随時受け入れています。						



発 行 令和3年度

編集 相模原市 健康福祉局 地域包括ケア推進部 高齢・障害者福祉課

連絡先 〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15

電 話 042-707-7055 (直通)

ファクス 042-759-4395